

令和5年国民年金被保険者実態調査 結果の概要

令和7年3月

厚生労働省年金局

令和 5 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「直接調査」と、第 1 号被保険者の、令和 4 年の所得、令和 5 年度の課税の状況などについて、市区町村職員が調査票に転記する「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

令和 5 年 3 月末現在における国民年金第 1 号被保険者 1,404 万 7 千人のうち、以下の者を除く第 1 号被保険者及びその属する世帯。

- ア 任意加入被保険者
- イ 外国人
- ウ 法定免除者
- エ 転出による住所不明者
- オ 25 歳以上の学生納付特例者

ア～オを除き、集計対象となる第 1 号被保険者は 1,168 万 8 千人である。

(2) 調査客体数

「所得等調査」については、1,848 市区町村から 123,075 人分。さらに、そのうち、11,966 人分については「所得等特別調査」も実施。

「直接調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、62,625 人。

なお、「所得等特別調査」の対象者は「直接調査」の対象者から選定している。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（2 区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）・中都市（大都市以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）
- ② 小都市・町村（①以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者（令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（令和3年度及び令和4年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1号期間滞納者（令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（令和4年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（令和4年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 納付猶予者（令和4年度末に保険料の納付猶予を受けている者）

ただし、①～③の判定にあたって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料の納付状況に応じて、「① 完納者」、「② 一部納付者」に区分した。

ウ 年齢階級（8区分）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 20～24 歳 | ② 25～29 歳 | ③ 30～34 歳 |
| ④ 35～39 歳 | ⑤ 40～44 歳 | ⑥ 45～49 歳 |
| ⑦ 50～54 歳 | ⑧ 55～59 歳 | |

※ 完納者及び申請全額免除者の都市規模については、「①大都市・中都市」、「②小都市・町村」を合併した1区分を設定している。

4. 調査の方法

「直接調査」については、令和5年10月～令和6年3月に、調査客体である第1号被保険者に調査票を郵送し、郵送又は政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにて回収した。

「所得等調査」については、令和5年10月～令和6年3月に、1,848市区町村に調査票を郵送で送付し、電子メール又は郵送で回収した。

5. 回収率

(1) 「直接調査」

	回 収 率	有効回答数 / 調査客体数
完納者	52.1 %	2,418 / 4,643
一部納付者	32.4 %	4,321 / 13,338
1号期間滞納者	12.7 %	3,381 / 26,652
申請全額免除者	33.5 %	2,257 / 6,740
学生納付特例者	42.7 %	603 / 1,412
納付猶予者	39.5 %	3,888 / 9,840
合 計	26.9 %	16,868 / 62,625

(2) 「所得等調査」

94.0%（調査対象 1,848 市区町村、1,738 市区町村回答）

6. 集計方法

都市規模別、保険料納付状況別、年齢階級別、都道府県別に、「母集団数／有効回答数」を集計乗率として設定している。

また、本調査の集計にあたっては、

- ①調査対象者情報の全数
- ②「直接調査」の集計客体
- ③「所得等調査」の集計客体
- ④「所得等特別調査」の集計客体
- ⑤「直接調査」と「所得等調査」の集計客体を突合し、突合が可能であった客体

を対象とした5通りの集計を行っている。

②～⑤のそれぞれの集計において集計乗率の設定を行っているため、同じ項目について集計を行っている場合であっても、対象とする調査票情報等が異なることにより、集計結果が異なる場合がある。

なお、具体的な集計値の算出方法は次例のとおりである。

また、本調査の集計値には、標本抽出に起因する標本誤差がある。

<集計例>

前納制度を知っている割合に係る集計値について、回答者 i の集計乗率を W_i とし、その回答 X_i を、前納制度を知っている場合は1、知らない場合は0とすると、完納者のうち前納制度を知っている人の割合（推計値）は、
$$\frac{\sum_{i: \text{完納者の人}} W_i X_i}{\sum_{i: \text{完納者の人}} W_i}$$
となる。

7. 利用上の注意

令和5年国民年金被保険者実態調査における集計対象の範囲は以下のとおり。

第1章（4ページから8ページ）における図表の数値は、令和5年3月末現在における国民年金第1号被保険者から3.（1）ア～エを除外した調査対象者情報の全数集計を行っており、集計対象となる第1号被保険者は1,175万4千人である。

第2章以降（9ページから50ページ）に掲載している図表の数値は、令和5年3月末現在における国民年金第1号被保険者から3.（1）ア～オを除外して集計したものであり、集計対象となる第1号被保険者は1,168万8千人である。

令和5年国民年金被保険者実態調査結果の概要

第1章 保険料納付状況の概要

1. 保険料納付状況

国民年金第1号被保険者1,175万4千人^注の保険料納付状況をみると、納付者が589万7千人（総数の50.2%）（うち完納者が476万9千人（同40.6%）、一部納付者が112万8千人（同9.6%））、1号期間滞納者が139万3千人（同11.9%）、申請全額免除者が227万8千人（同19.4%）、学生納付特例者が159万人（同13.5%）、納付猶予者が59万6千人（同5.1%）となっている（表1）。

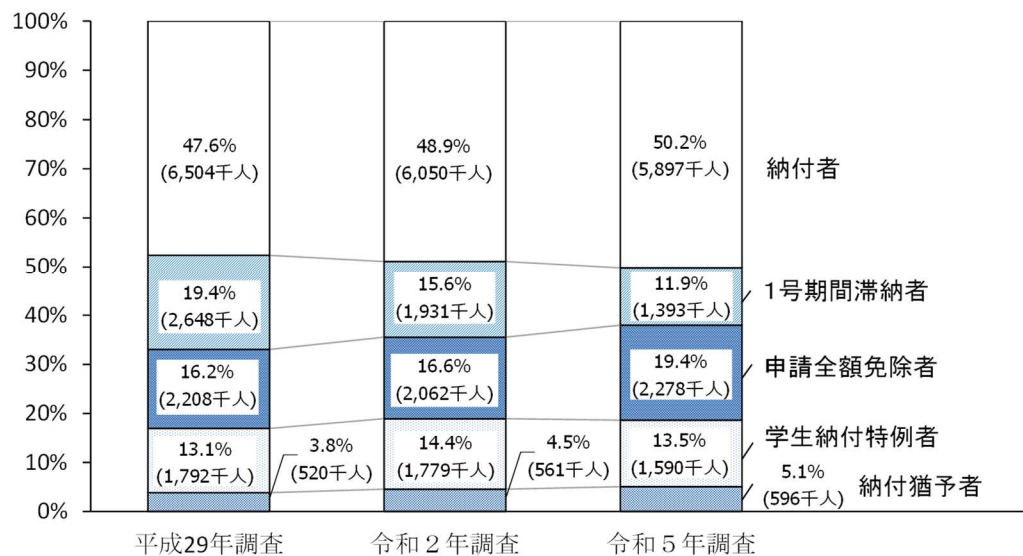
注： この章では令和5年3月末現在における国民年金第1号被保険者のうち、任意加入被保険者、外国人、法定免除者及び転出による住所不明者を除いた者を対象としている。

表1 男女別保険料納付状況

	総 数	納 付 者	完 納 者	一 部 納 付 者	1 号 期 間 滞 納 者	申 請 全 額 免 除 者	学 生 納 付 特 例 者	納 付 猶 予 者
総数	11,754	5,897	4,769	1,128	1,393	2,278	1,590	596
男子	6,191	3,046	2,435	611	877	1,090	853	325
女子	5,563	2,850	2,334	517	516	1,188	737	270
総数	100.0	50.2	40.6	9.6	11.9	19.4	13.5	5.1
男子	100.0	49.2	39.3	9.9	14.2	17.6	13.8	5.3
女子	100.0	51.2	41.9	9.3	9.3	21.4	13.3	4.9

保険料納付状況を令和2年調査（前回調査）と比較すると、納付者の割合は1.3ポイント、申請全額免除者の割合は2.7ポイントの増加となる一方、学生納付特例者の割合は0.8ポイント、1号期間滞納者の割合は3.7ポイントの減少となっている（図1）。

図1 保険料納付状況の推移



2. 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

届出適用者・職権適用者別に保険料納付状況をみると、届出適用者（630 万 9 千人）では、納付者の割合が 61.6%、1 号期間滞納者の割合が 10.9%となっているのに対し、職権適用者（544 万 5 千人）では、納付者の割合が 36.9%、1 号期間滞納者の割合が 13.0%となっており、職権適用者の方が 1 号期間滞納者の割合が高くなっている（表 2）。

表 2 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
総数	11,754	5,897	4,769	1,128	1,393	2,278	1,590	596
届出適用者	6,309	3,889	3,211	678	688	1,410	108	215
職権適用者	5,445	2,008	1,558	450	706	868	1,482	381
総数	100.0	50.2	40.6	9.6	11.9	19.4	13.5	5.1
届出適用者	100.0	61.6	50.9	10.7	10.9	22.3	1.7	3.4
職権適用者	100.0	36.9	28.6	8.3	13.0	15.9	27.2	7.0

3. 年齢階級別保険料納付状況

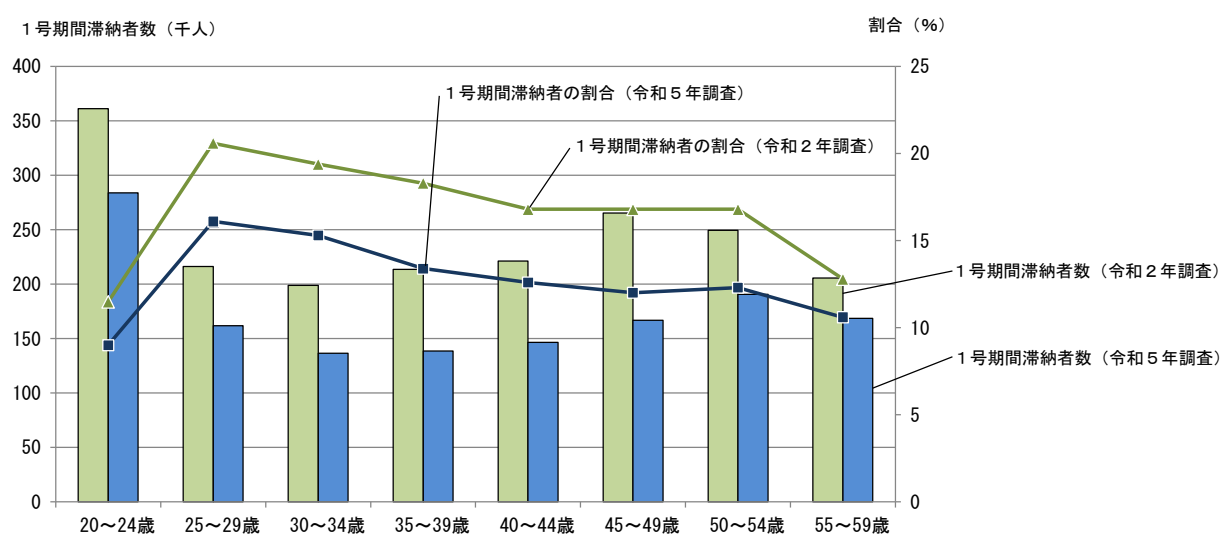
年齢階級別に保険料納付状況をみると、納付者の割合は年齢階級が上がるにつれて高くなっている。一方、1号期間滞納者の割合は25～29歳で16.1%と最も高く、これ以上の年齢階級では、年齢階級が上がるにつれおおむね低くなる傾向にある（表3）。

表3 年齢階級別保険料納付状況

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	納付猶予者
総数	11,754	5,897	4,769	1,128	1,393	2,278	1,590	596
20～24歳	3,150	989	818	171	284	159	1,524	194
25～29歳	1,004	423	296	127	162	215	52	153
30～34歳	889	421	310	111	137	220	7	104
35～39歳	1,032	555	433	123	139	263	3	72
40～44歳	1,160	674	543	131	147	296	2	41
45～49歳	1,385	834	685	149	167	351	1	31
50～54歳	1,548	959	792	167	191	398	1	-
55～59歳	1,586	1,042	892	149	169	375	0	-
総数	100.0	50.2	40.6	9.6	11.9	19.4	13.5	5.1
20～24歳	100.0	31.4	26.0	5.4	9.0	5.1	48.4	6.2
25～29歳	100.0	42.1	29.5	12.6	16.1	21.4	5.2	15.2
30～34歳	100.0	47.4	34.9	12.5	15.3	24.7	0.8	11.7
35～39歳	100.0	53.8	41.9	11.9	13.4	25.5	0.3	7.0
40～44歳	100.0	58.1	46.8	11.3	12.6	25.5	0.2	3.6
45～49歳	100.0	60.2	49.5	10.8	12.0	25.4	0.1	2.3
50～54歳	100.0	61.9	51.2	10.8	12.3	25.7	0.0	-
55～59歳	100.0	65.7	56.3	9.4	10.6	23.7	0.0	-

年齢階級別に1号期間滞納者の割合を令和2年調査と比較すると、すべての年齢階級において、1号期間滞納者の割合が減少している（図2）。

図2 年齢階級別1号期間滞納者の状況の変化



4. 都市規模別保険料納付状況

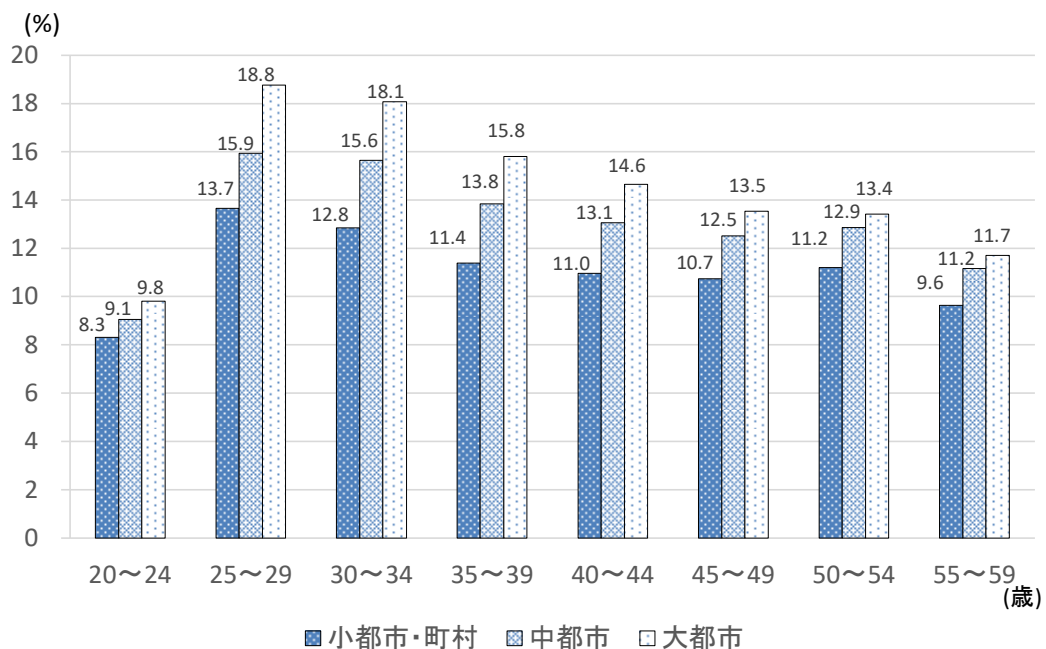
都市規模別に保険料納付状況をみると、小都市・町村では納付者の割合が、他の都市規模に比べ高くなっている。また、都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者の割合が高くなっている（表4）。

表4 都市規模別保険料納付状況

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
総数	11,754	5,897	4,769	1,128	1,393	2,278	1,590	596
大都市	3,839	1,873	1,489	384	516	761	517	172
中都市	2,926	1,432	1,155	277	353	561	425	154
小都市・町村	4,990	2,592	2,125	466	523	957	648	270
総数	100.0	50.2	40.6	9.6	11.9	19.4	13.5	5.1
大都市	100.0	48.8	38.8	10.0	13.5	19.8	13.5	4.5
中都市	100.0	49.0	39.5	9.5	12.1	19.2	14.5	5.3
小都市・町村	100.0	51.9	42.6	9.3	10.5	19.2	13.0	5.4

年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者の割合をみると、大都市の25～29歳において18.8%と最も高くなっている。また、すべての年齢階級において、都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者の割合が高くなっている（図3）。

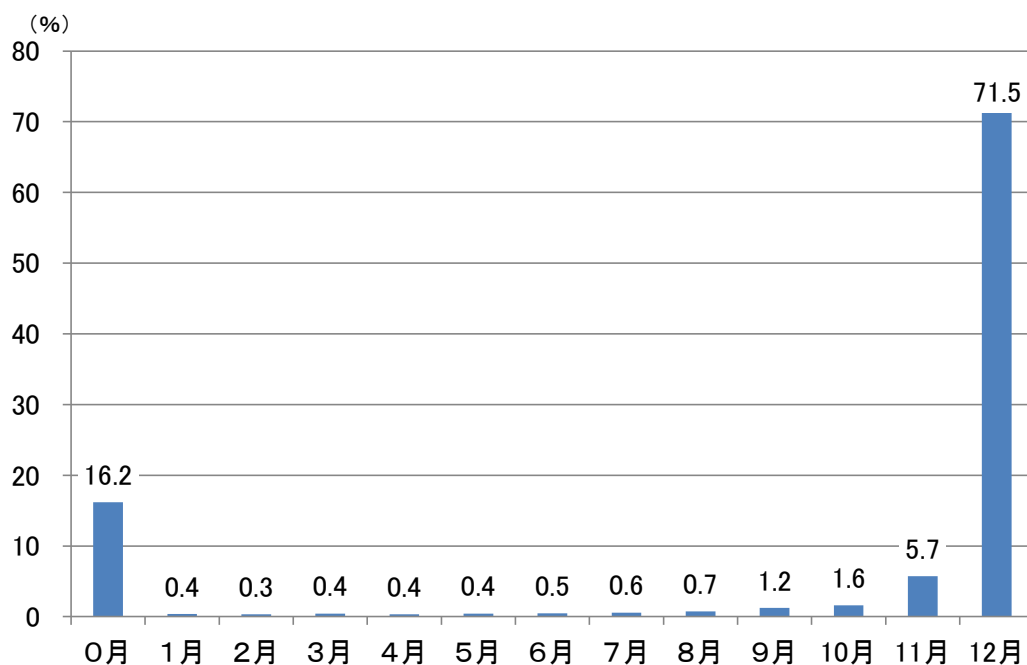
図3 年齢階級、都市規模別1号期間滞納者の割合



5. 納付月数の状況

令和4年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付（全月納付）の者の割合は71.5%となっている一方、12月未納（納付月数0月）の者の割合は16.2%となっており二極化している（図4）。

図4 納付月数別被保険者割合



注：令和4年度保険料の納付対象月数が12月の者を対象として集計している。

第2章 就業状況

1. 男女・保険料納付状況別就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が18.7%、家族従業者が6.4%、常用雇用が5.9%、パート・アルバイト・臨時が31.9%、無職が33.7%となっている。

男女別にみると、男子では自営業主の占める割合が高くなっているが、女子ではパート・アルバイト・臨時の占める割合が高くなっている（表5）。

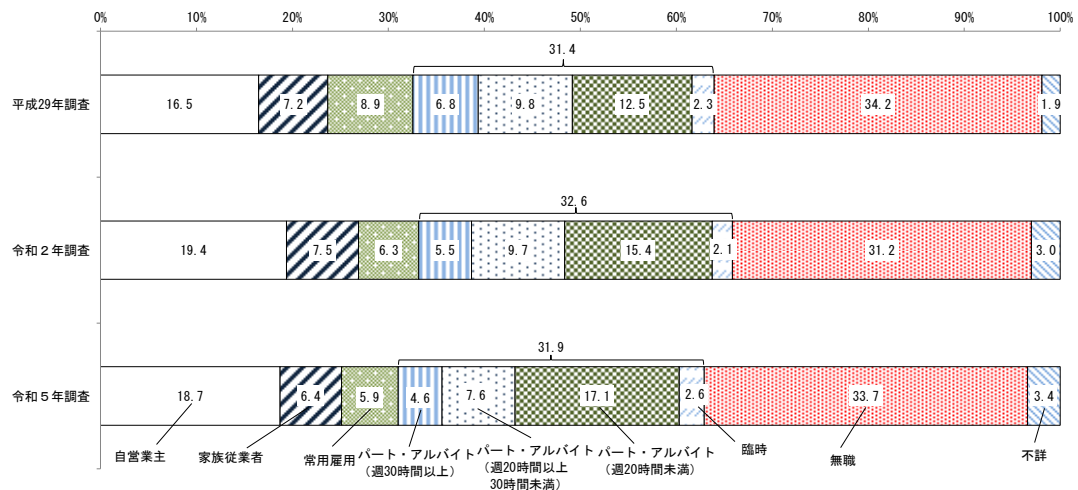
表5 男女・保険料納付状況別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト・ （週30時間以上）	パート・アルバイト・ （週20時間以上 30時間未満）	パート・アルバイト・ （週20時間未満）	臨時	無職	不詳
総数	100.0	18.7	6.4	5.9	31.9	4.6	7.6	17.1	2.6	33.7	3.4
男子	100.0	27.7	4.4	7.1	24.1	3.4	4.9	12.8	3.0	32.9	3.9
女子	100.0	10.6	8.2	4.9	39.0	5.7	10.1	21.0	2.2	34.4	2.9
納付者	100.0	26.3	9.8	7.6	26.5	4.6	7.2	12.8	1.8	27.7	2.1
完納者	100.0	26.5	10.6	7.1	25.2	3.7	6.5	13.3	1.6	28.6	2.1
一部納付者	100.0	25.6	6.2	9.6	32.1	8.5	10.1	11.0	2.4	24.1	2.4
1号期間滞納者	100.0	16.2	3.3	12.5	31.7	6.9	7.6	13.3	3.9	33.8	2.4
申請全額免除者	100.0	16.5	4.7	2.3	30.0	4.6	8.7	12.4	4.2	43.0	3.5
学生納付特例者	100.0	0.3	0.4	0.2	56.1	2.3	7.0	45.4	1.5	34.0	8.9
納付猶予者	100.0	4.5	2.2	3.0	32.3	5.0	9.1	14.4	3.8	55.4	2.6

第1号被保険者の就業状況を令和2年調査と比較すると、令和5年調査では無職の占める割合が増加し、自営業主、常用雇用の占める割合が減少している。また、令和4年10月から短時間労働者の社会保険の加入要件が拡大されており、パート・アルバイトについて、週20時間以上の占める割合が減少し、週20時間未満の占める割合が増加している（図5）。

図5 就業状況の推移



注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別就業状況

年齢階級別に就業状況をみると、30～34歳より下の年齢階級においては、パート・アルバイト・臨時及び無職の占める割合が高くなっており、35～39歳より上の年齢階級においてはパート・アルバイト・臨時及び無職に加え、自営業主の占める割合が高くなっている（表6）。

表6 年齢階級別就業状況

（単位：％）

	総 数	自 営 主	家 族 従 業 者	常 用 雇 用	パート・ アルバイト・ 臨時	パート・ アルバイト (週30時間 以上)	パート・ アルバイト (週20時間以上 30時間未満)	パート・ アルバイト (週20時間 未満)	臨 時	無 職	不 詳
総数	100.0	18.7	6.4	5.9	31.9	4.6	7.6	17.1	2.6	33.7	3.4
20～24歳	100.0	1.3	0.7	3.4	51.5	3.8	8.0	37.6	2.2	37.9	5.1
25～29歳	100.0	13.8	4.1	11.5	31.2	8.4	9.1	10.5	3.2	38.0	1.5
30～34歳	100.0	20.1	7.3	7.8	26.5	7.2	7.1	8.7	3.4	36.1	2.2
35～39歳	100.0	24.4	10.6	7.4	23.9	5.7	6.8	9.2	2.3	32.4	1.3
40～44歳	100.0	29.3	10.4	6.6	20.8	3.6	6.8	8.0	2.4	30.5	2.4
45～49歳	100.0	29.2	9.5	7.9	22.2	5.2	6.7	7.7	2.5	29.0	2.3
50～54歳	100.0	27.8	9.5	5.0	23.5	3.6	6.6	10.5	2.8	31.3	2.9
55～59歳	100.0	25.8	7.4	4.3	26.7	3.1	9.1	11.7	2.7	30.9	4.9

3. 都市規模別就業状況

都市規模別に就業状況をみると、小都市・町村では家族従業者の占める割合は他の都市規模に比べ高く、パート・アルバイト（週20時間未満）の占める割合は低くなっている（表7）。

表7 都市規模別就業状況

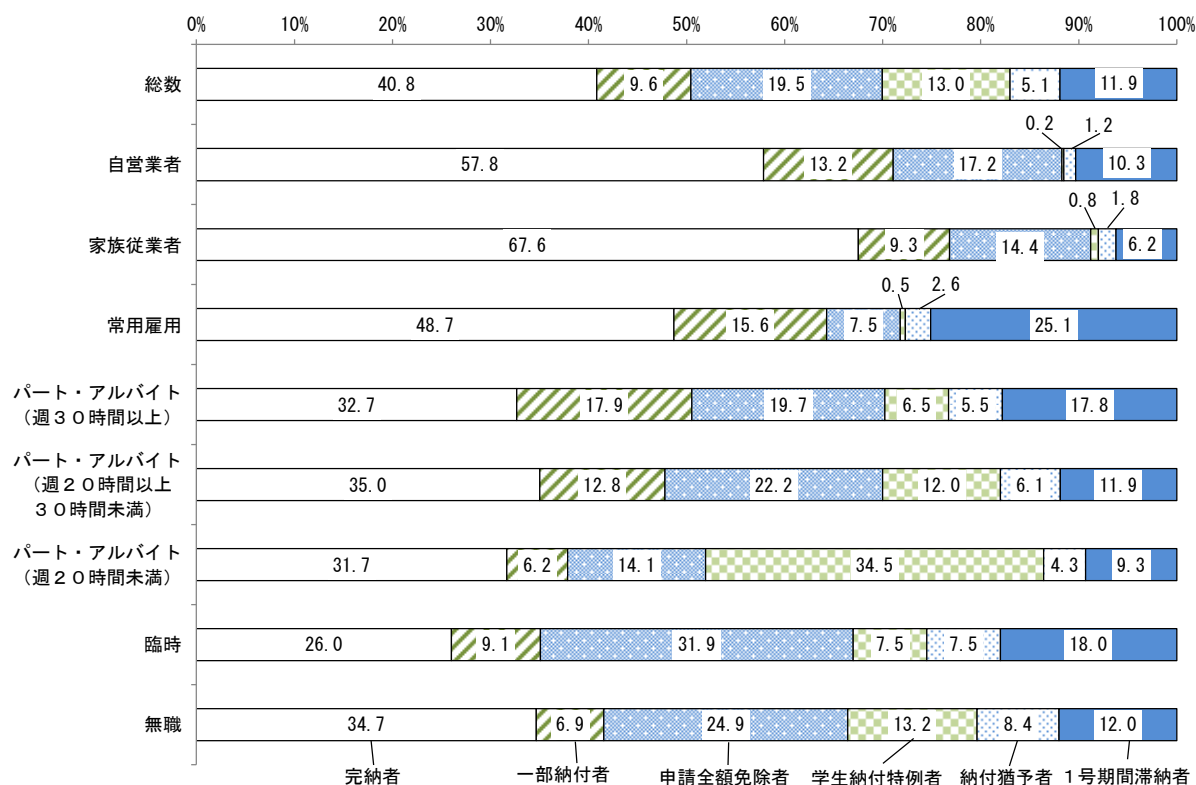
（単位：％）

	総 数	自 営 主	家 族 従 業 者	常 用 雇 用	パート・ アルバイト・ 臨時	パート・ アルバイト (週30時間 以上)	パート・ アルバイト (週20時間以上 30時間未満)	パート・ アルバイト (週20時間 未満)	臨 時	無 職	不 詳
総数	100.0	18.7	6.4	5.9	31.9	4.6	7.6	17.1	2.6	33.7	3.4
大都市	100.0	20.4	5.0	5.9	32.6	5.1	6.7	18.2	2.6	33.3	2.7
中都市	100.0	17.2	5.4	6.5	32.1	4.1	7.3	18.5	2.2	35.7	3.1
小都市・町村	100.0	18.1	8.1	5.6	31.3	4.5	8.5	15.5	2.7	32.8	4.0

4. 就業状況別保険料納付状況

就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用やパート・アルバイト（週 30 時間以上）、臨時は 1 号期間滞納者の割合が高くなっている（図 6）。

図 6 就業状況別保険料納付状況



注 1 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注 2 「直接調査」の集計客体を対象としているため、「総数」の保険料納付状況は、25 歳以上の学生納付特例者を含む集計客体を対象としている第 1 章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

第3章 学生の状況

1. 学生の割合

第1号被保険者のうち学生の割合をみると、22.2%となっている（表8）。

表8 学生の割合

（単位：％）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学生	22.2	13.4	14.7	8.1	13.7	2.1	98.9	9.4
学生でない	73.8	83.0	82.2	86.4	80.6	91.5	-	87.5
不詳	4.0	3.6	3.1	5.5	5.7	6.4	1.1	3.1

2. 学生の保険料納付状況

学生について、保険料納付状況をみると、学生納付特例者は58.2%、納付者は30.5%、1号期間滞納者は7.4%となっている（表9）。

表9 学生の保険料納付状況

（単位：％）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
総数	100.0	50.5	40.8	9.6	11.9	19.5	13.0	5.1
学生	100.0	30.5	27.0	3.5	7.4	1.8	58.2	2.2
学生でない	100.0	56.8	45.5	11.3	13.0	24.2	-	6.0

注1 「総数」には、学生か学生でないか不詳の者を含む。

注2 「直接調査」の集計客体を対象としているため、「総数」の保険料納付状況は、25歳以上の学生納付特例者を含む集計客体を対象としている第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

第4章 世帯の状況、所得・支出の状況

1. 世帯の人数及び第1号被保険者数

第1号被保険者の属する世帯の平均世帯人員数は2.9人となっている。

また、保険料納付状況別に単身世帯（世帯人員1人の世帯）の占める割合をみると、1号期間滞納者で39.9%、申請全額免除者で38.8%と高くなっている（表10）。

表10 保険料納付状況別世帯人員

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以上	不 詳	平 均
							(単位：%)		(単位：人)
総数	100.0	23.5	18.1	24.6	22.1	8.0	3.5	0.2	2.9
納付者	100.0	18.4	19.5	26.9	23.1	7.9	3.9	0.1	3.0
完納者	100.0	17.1	19.5	27.6	23.6	8.0	4.1	0.1	3.0
一部納付者	100.0	24.0	19.7	24.2	21.0	7.7	3.2	0.2	2.8
1号期間滞納者	100.0	39.9	17.5	18.5	14.9	6.2	2.8	0.2	2.4
申請全額免除者	100.0	38.8	23.3	19.3	11.6	4.7	2.4	0.1	2.3
学生納付特例者	100.0	13.4	6.6	24.0	37.2	13.9	4.4	0.5	3.5
納付猶予者	100.0	3.3	15.6	37.5	29.7	10.0	3.8	0.2	3.4

注 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

2. 都市規模別世帯の人数

都市規模別に世帯人員をみると、大都市は、単身世帯の割合が31.4%と他の都市規模に比べ高く、平均世帯人員数は少なくなっている（表11）。

表11 都市規模別世帯人員

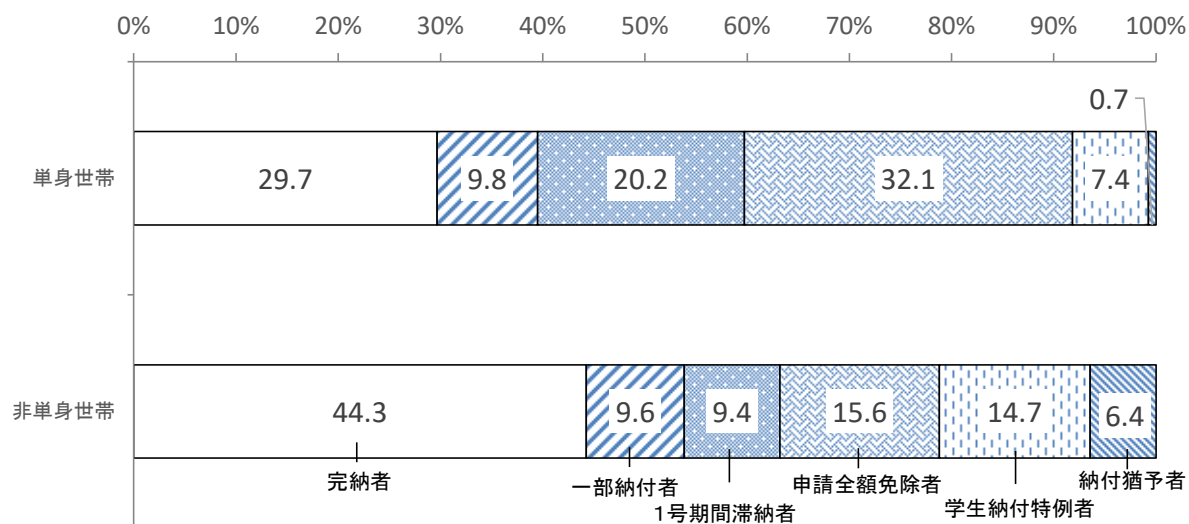
	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以上	不 詳	平 均
							(単位：%)		(単位：人)
総数	100.0	23.5	18.1	24.6	22.1	8.0	3.5	0.2	2.9
大都市	100.0	31.4	18.0	22.4	20.0	6.2	1.8	0.2	2.6
中都市	100.0	22.0	18.6	25.6	23.0	7.9	2.6	0.2	2.9
小都市・町村	100.0	18.2	18.0	25.7	23.2	9.3	5.4	0.2	3.1

注 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

3. 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

単身世帯と非単身世帯（世帯人員が2人以上の世帯）別に保険料納付状況をみると、単身世帯の1号期間滞納者の割合は、非単身世帯に比べ高く、完納者の割合が低くなっている（図7）。

図7 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

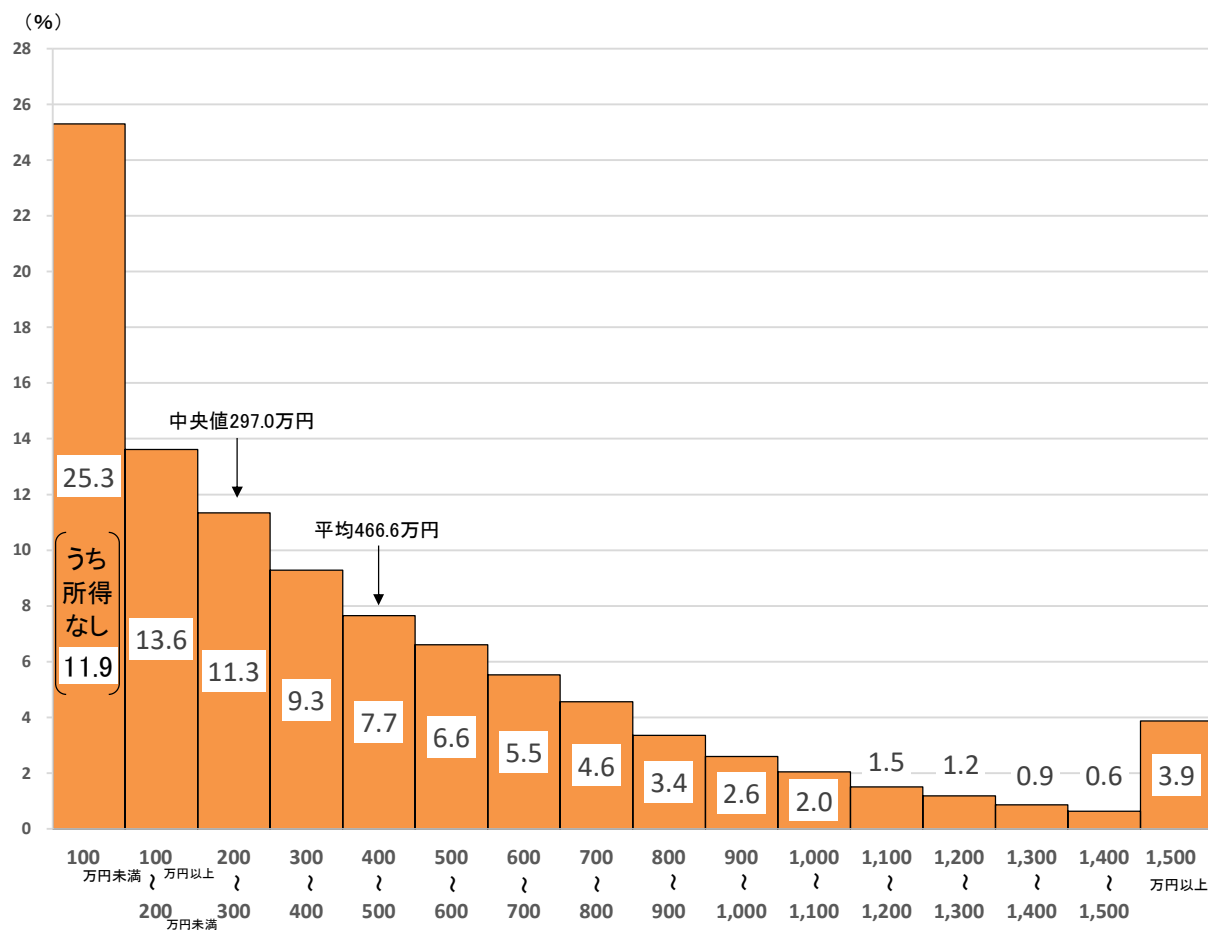


4. 世帯の総所得金額の分布

第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、平均が466万6千円、中央値が297万円となっている。

また、世帯の総所得金額が100万円未満の者の割合が25.3%、うち所得なしの者の割合が11.9%となっている（図8）。

図8 第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布（総数）

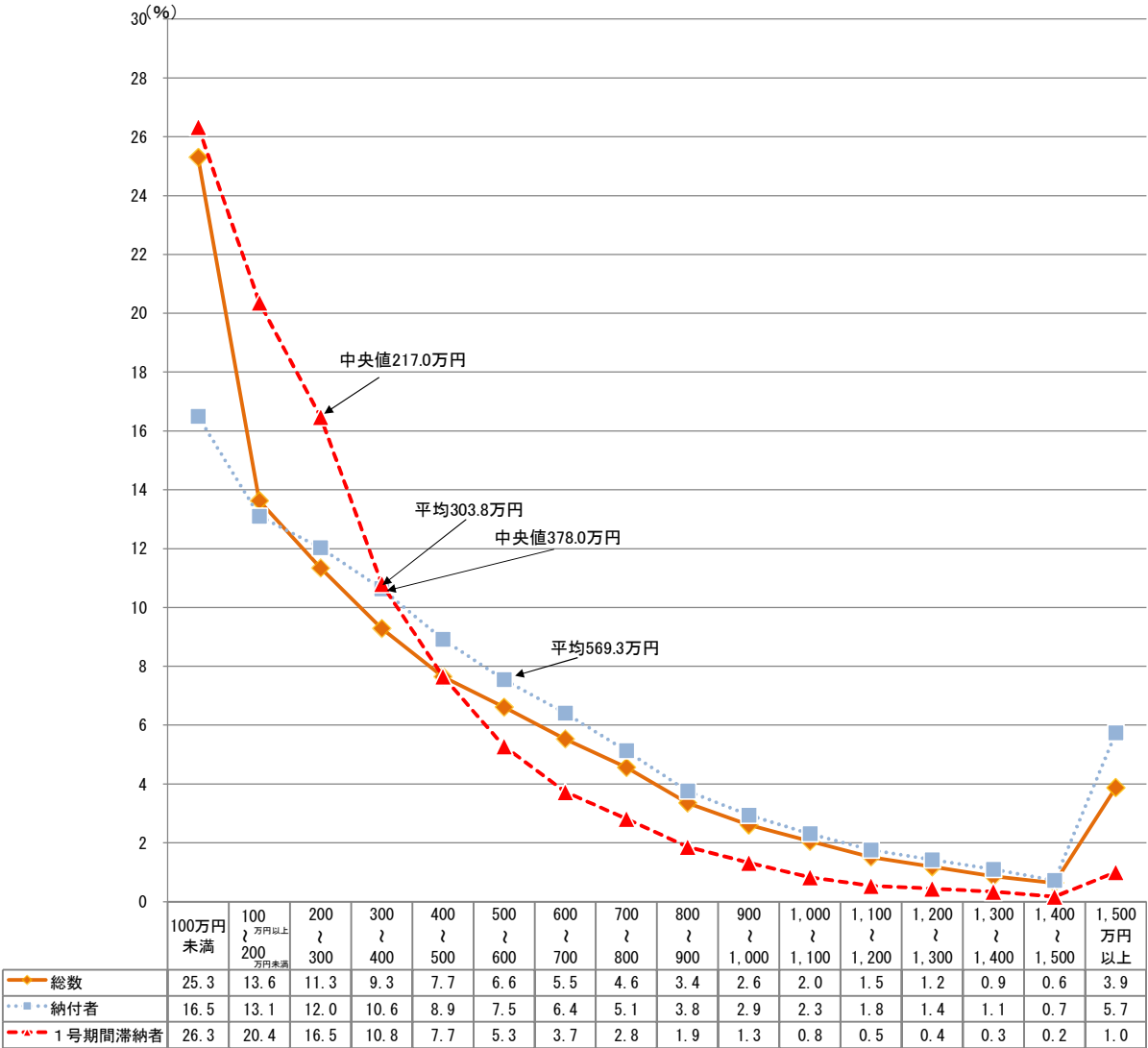


注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

5. 保険料納付状況別世帯の総所得金額の分布

保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が569万3千円、中央値が378万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が303万8千円、中央値が217万円となっており、1号期間滞納者は、低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、世帯の総所得金額が1,000万円以上の者も3.3%いる(図9)。

図9 保険料納付状況別、世帯の総所得金額の分布



注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均をみると、学生納付特例者が685万6千円と最も高く、次いで完納者が602万6千円、納付猶予者が525万6千円、一部納付者が427万円、1号期間滞納者が303万8千円、申請全額免除者が106万9千円となっている（表12）。

表12 世帯の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満 うち所得なし	25.3	16.5	16.6	15.9	26.3	63.9	12.1	5.7
100万円以上 200万円未満	11.9	7.2	7.3	6.5	12.4	31.4	6.4	2.1
200 ～ 300	13.6	13.1	12.4	16.1	20.4	17.8	4.6	12.2
300 ～ 400	11.3	12.0	11.3	15.0	16.5	8.4	6.8	15.5
400 ～ 500	9.3	10.6	10.2	12.3	10.8	4.5	7.4	14.3
500 ～ 600	7.7	8.9	8.6	10.2	7.7	2.1	8.7	12.1
600 ～ 700	6.6	7.5	7.5	7.8	5.3	1.4	10.0	10.3
700 ～ 800	5.5	6.4	6.5	5.9	3.7	0.7	9.4	8.0
800 ～ 900	4.6	5.1	5.3	4.4	2.8	0.4	9.2	6.0
900 ～ 1,000	3.4	3.8	3.9	3.2	1.9	0.3	7.0	4.2
1,000 ～ 1,100	2.6	2.9	3.1	2.3	1.3	0.1	5.7	3.1
1,100 ～ 1,200	2.0	2.3	2.5	1.6	0.8	0.1	4.8	2.2
1,200 ～ 1,300	1.5	1.8	1.9	1.1	0.5	0.1	3.5	1.5
1,300 ～ 1,400	1.2	1.4	1.5	0.9	0.4	0.0	2.6	1.0
1,400 ～ 1,500	0.9	1.1	1.2	0.6	0.3	0.0	1.6	0.8
1,500万円以上	0.6	0.7	0.8	0.5	0.2	0.0	1.6	0.5
	3.9	5.7	6.6	2.1	1.0	0.1	4.7	2.7
平均値	(単位：万円)							
中央値	466.6	569.3	602.6	427.0	303.8	106.9	685.6	525.6
	297.0	378.0	394.0	322.0	217.0	49.0	603.0	417.0

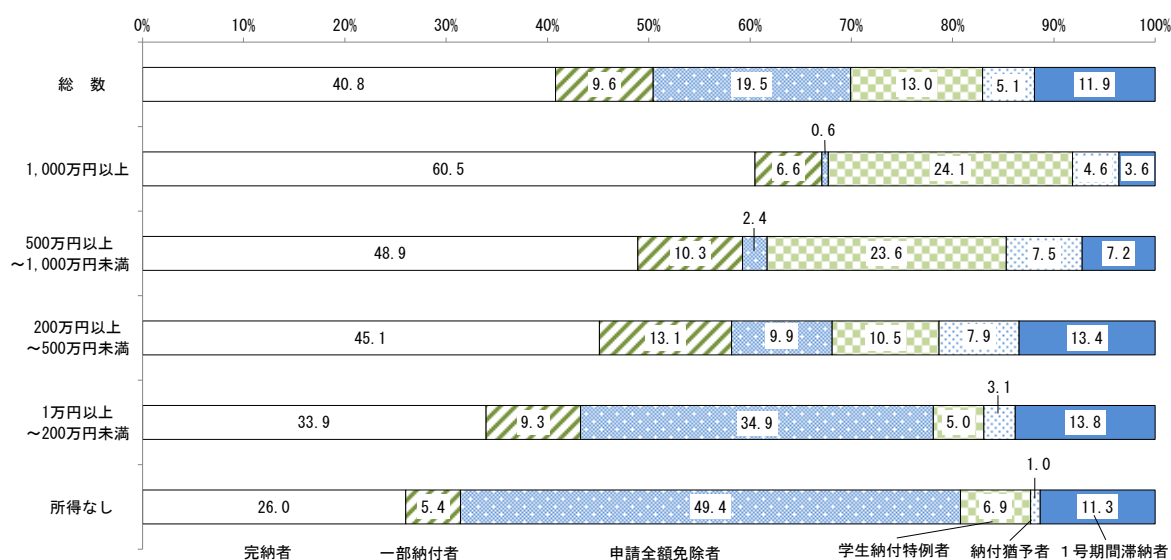
注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

6. 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況

世帯の総所得金額階級別に第1号被保険者本人の保険料納付状況をみると、所得が高いほど完納者の占める割合が高くなる傾向があるが、所得が1,000万円以上であっても、1号期間滞納者が3.6%いる。

一方、所得が低くなるにつれ申請全額免除者の占める割合が高くなっているが、所得なしであっても保険料を完納している者が26.0%いる（図10）。

図10 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況



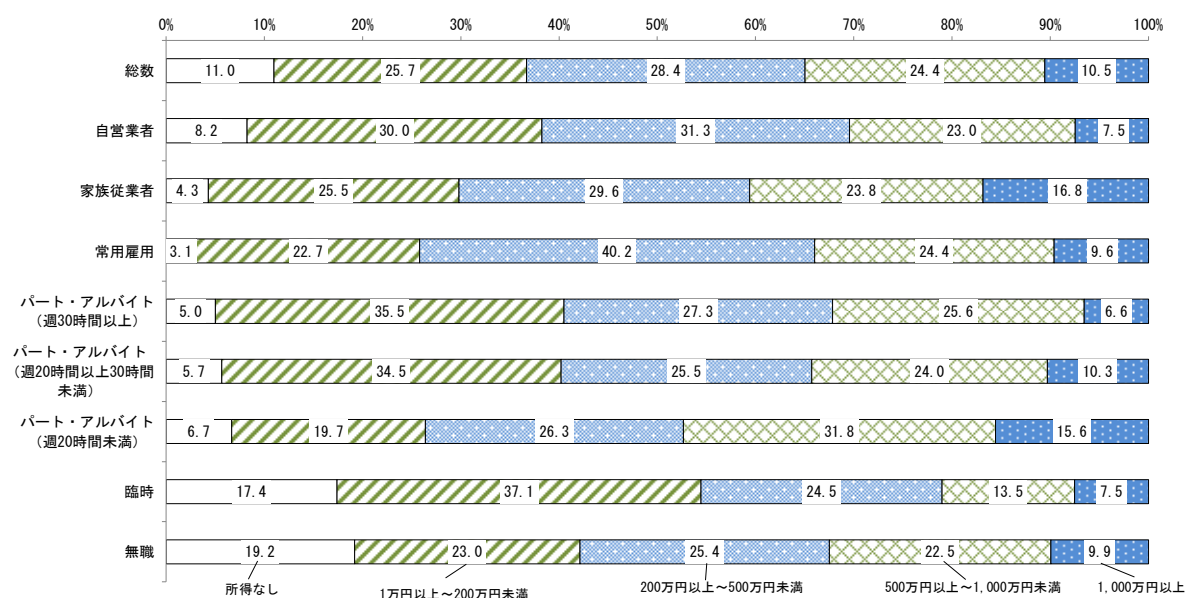
注1 「総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注2 「所得等調査」の集計客体を対象としているため、「総数」の保険料納付状況は、25歳以上の学生納付特例者を含む集計客体を対象としている第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

7. 就業状況別世帯の総所得の状況

本人の就業状況別に世帯の総所得金額の状況をみると、パート・アルバイト(週 30 時間以上)、パート・アルバイト(週 20 時間以上 30 時間未満)、臨時及び無職において世帯の総所得金額が 200 万円未満の者の割合が高くなっている(図 11)。

図 11 就業状況別世帯の総所得金額の状況



注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

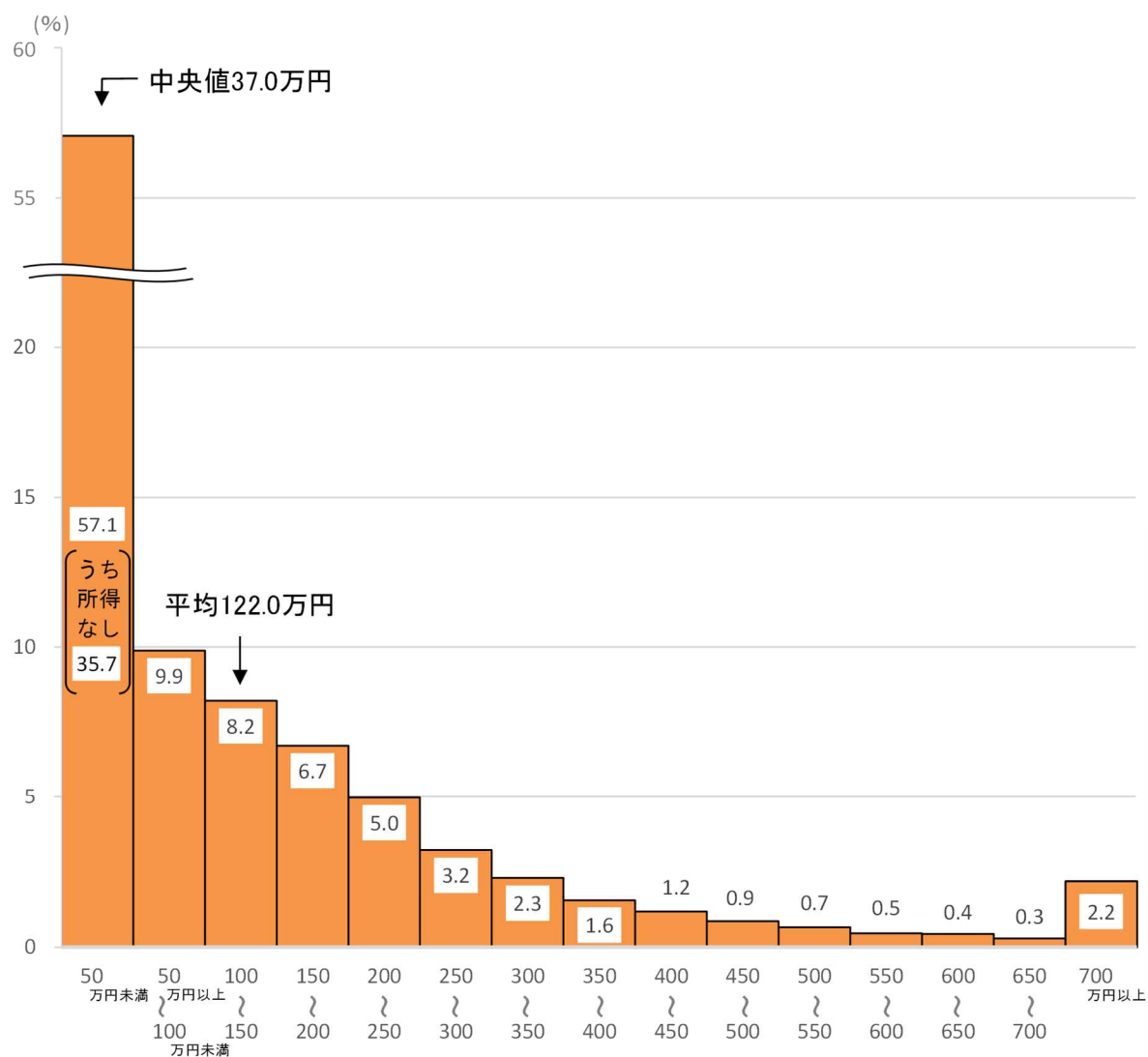
注3 「直接調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を対象としているため、「総数」の世帯の総所得金額の状況は、「所得等調査」の集計客体を対象とした図8、図9及び表12の「総数」の世帯の総所得金額の状況とは一致しない。

8. 本人の総所得金額の分布

第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、平均が122万円、中央値が37万円となっている。

また、所得が50万円未満の者が半数以上を占め、うち所得なしの者の割合は35.7%に達している（図12）。

図12 本人の総所得金額の分布（総数）

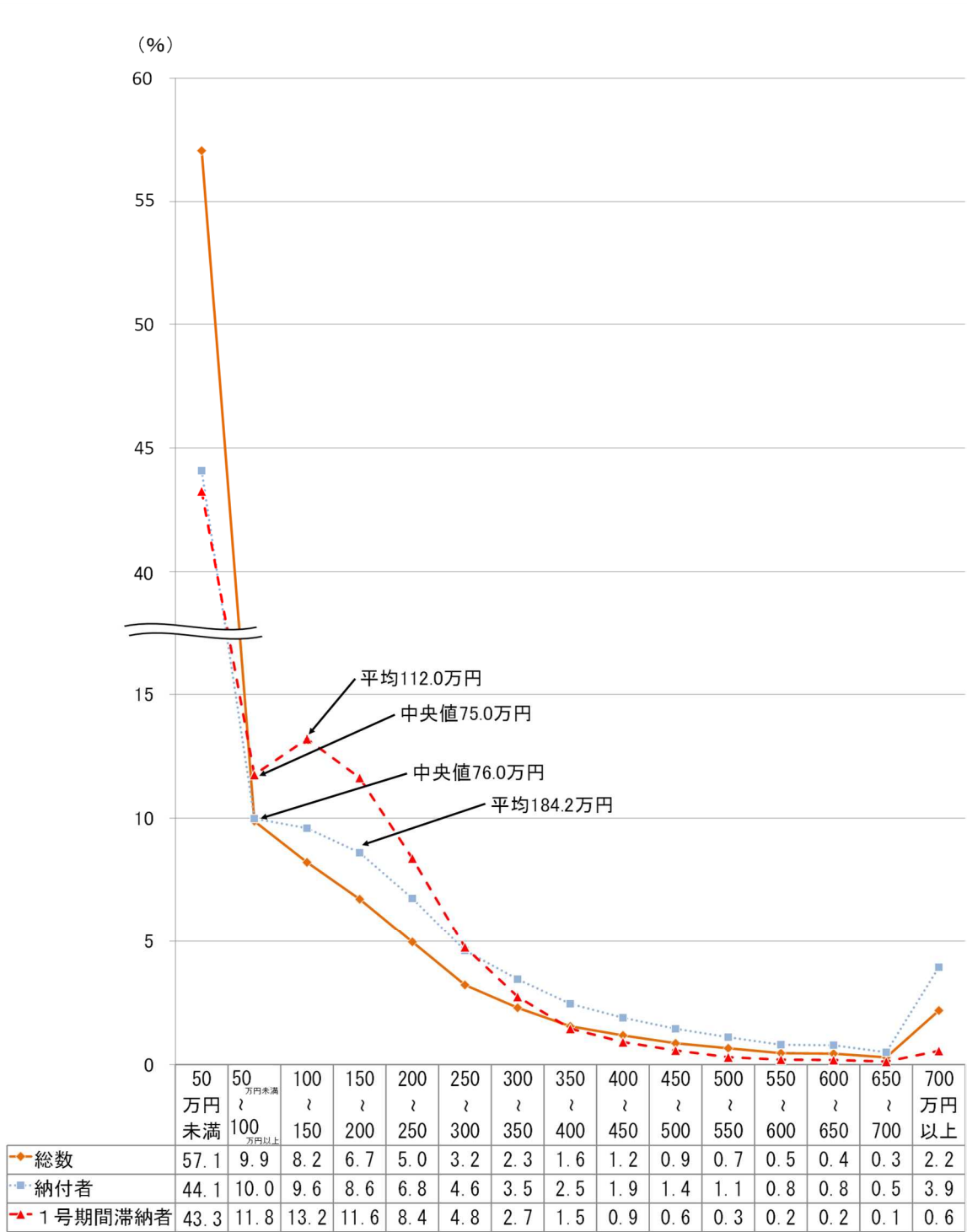


注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

9. 保険料納付状況別本人の総所得金額の分布

保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が184万2千円、中央値が76万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が112万円、中央値が75万円となっており、1号期間滞納者の方が納付者に比べ総所得金額が低い傾向がある（図13）。

図13 保険料納付状況別、本人の総所得金額の分布



注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、完納者が193万6千円と最も高く、次いで一部納付者が144万3千円、1号期間滞納者が112万円、申請全額免除者が45万7千円、納付猶予者が32万円、学生納付特例者が14万2千円となっている（表13）。

さらに、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の中央値をみると、1号期間滞納者は納付者と同程度であり、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者と比べ高い。

表13 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総 数	納付者			1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	納付猶予者
		納付者	完納者	一 部 納付者				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	57.1	44.1	45.6	37.5	43.3	70.9	95.8	78.5
うち所得なし	35.7	26.7	27.8	21.7	27.2	48.6	55.3	55.1
50万円以上 ～100万円未満	9.9	10.0	9.4	12.6	11.8	12.5	3.5	10.7
100～150	8.2	9.6	8.7	13.5	13.2	7.3	0.3	5.4
150～200	6.7	8.6	8.0	11.2	11.6	3.9	0.1	2.9
200～250	5.0	6.8	6.5	7.8	8.4	2.1	0.0	1.3
250～300	3.2	4.6	4.5	5.0	4.8	1.2	－	0.5
300～350	2.3	3.5	3.4	3.6	2.7	0.8	－	0.3
350～400	1.6	2.5	2.5	2.1	1.5	0.4	－	0.1
400～450	1.2	1.9	1.9	1.7	0.9	0.3	0.1	0.1
450～500	0.9	1.4	1.5	1.3	0.6	0.1	－	0.0
500～550	0.7	1.1	1.2	0.8	0.3	0.2	0.0	0.0
550～600	0.5	0.8	0.9	0.6	0.2	0.1	－	0.0
600～650	0.4	0.8	0.9	0.5	0.2	0.0	－	0.0
650～700	0.3	0.5	0.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0
700万円以上	2.2	3.9	4.5	1.7	0.6	0.1	0.0	0.1
平均値	122.0	184.2	193.6	144.3	112.0	45.7	14.2	32.0
中央値	37.0	76.0	70.0	99.0	75.0	4.0	0.0	0.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

10. 男女別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

男女別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、男子が158万円、女子が82万2千円となっている。

さらに、保険料納付状況別にみると、納付者及び1号期間滞納者においては女子の総所得金額の平均は男子の総所得金額の平均の半分程度の金額となっている（表14）。

表14 男女別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

（単位：万円）

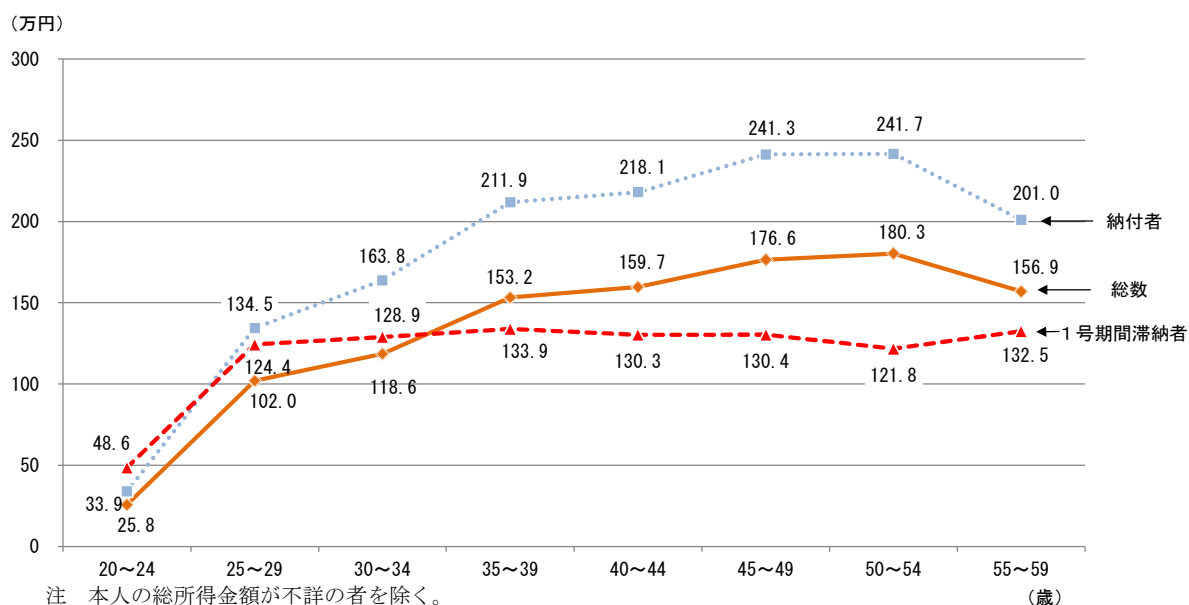
	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	納付猶予者
総数	122.0	184.2	193.6	144.3	112.0	45.7	14.2	32.0
男子	158.0	240.1	252.7	189.3	134.5	57.7	15.1	32.8
女子	82.2	122.2	129.4	90.4	76.8	35.2	13.2	31.1

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

11. 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

年齢階級別、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、ほとんどの年齢階級で1号期間滞納者より納付者の方が高いが、20歳代前半においては、納付者よりも1号期間滞納者の方が高い（図14）。

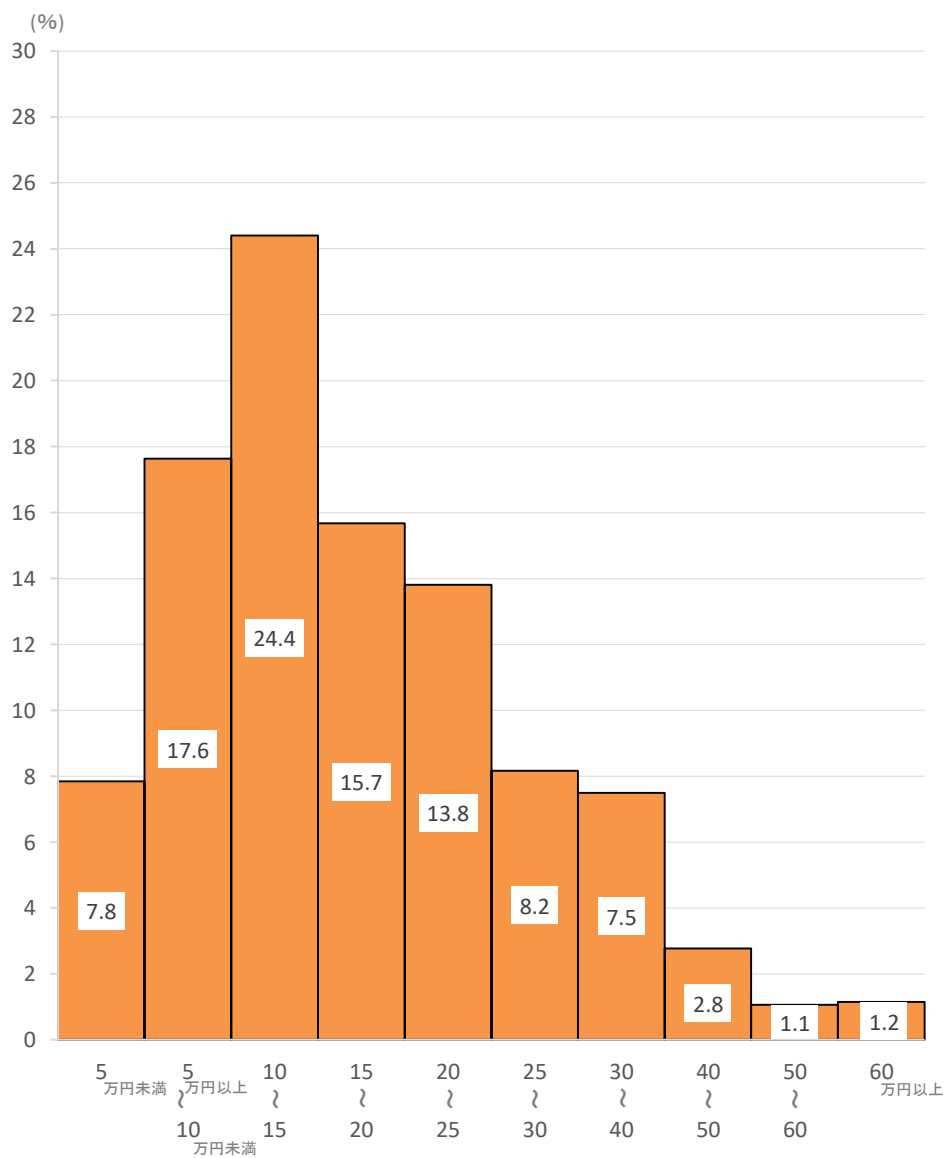
図14 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均



12. 世帯の消費支出月額分布

第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、消費支出月額 10 万円以上 15 万円未満を山とする分布となっている（図 15）。

図 15 世帯の消費支出月額の分布（総数）

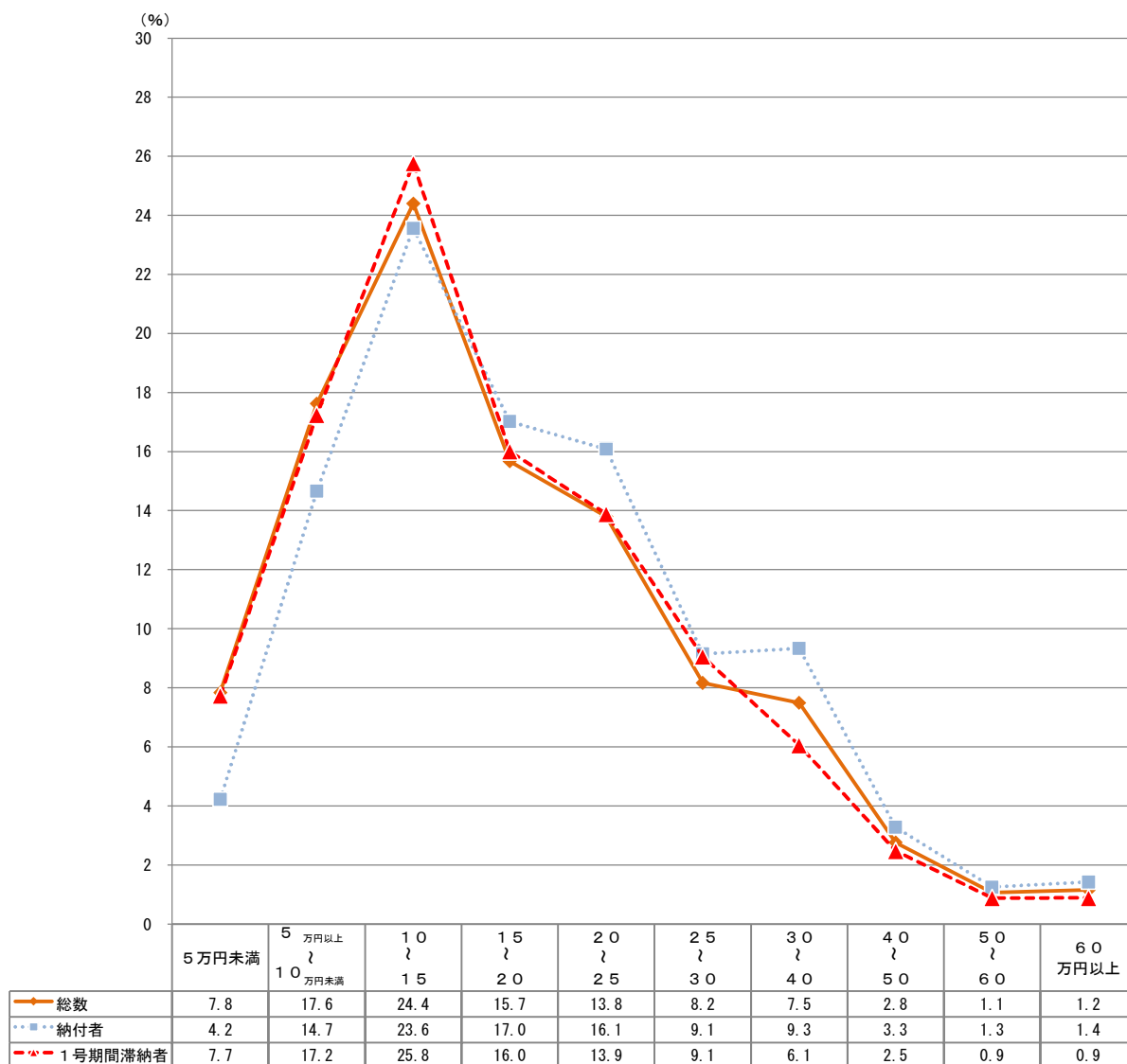


注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

13. 保険料納付状況別世帯の消費支出月額の分布

保険料納付状況別に、第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、1号期間滞納者の方が納付者に比べ消費支出が低い傾向がある（図16）。

図16 保険料納付状況別、世帯の消費支出月額の分布



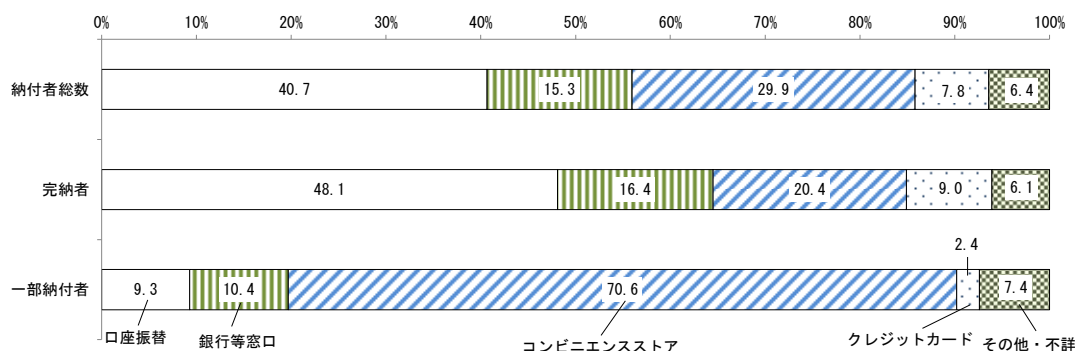
注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

第5章 保険料の納付方法

1. 保険料納付状況別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

令和4年度における最も利用回数の多かった国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も高く、40.7%となっている。保険料納付状況別にみると、完納者は口座振替が48.1%と最も高いが、一部納付者は9.3%と低く、一部納付者については、コンビニエンスストアが70.6%と最も高くなっている（図17）。

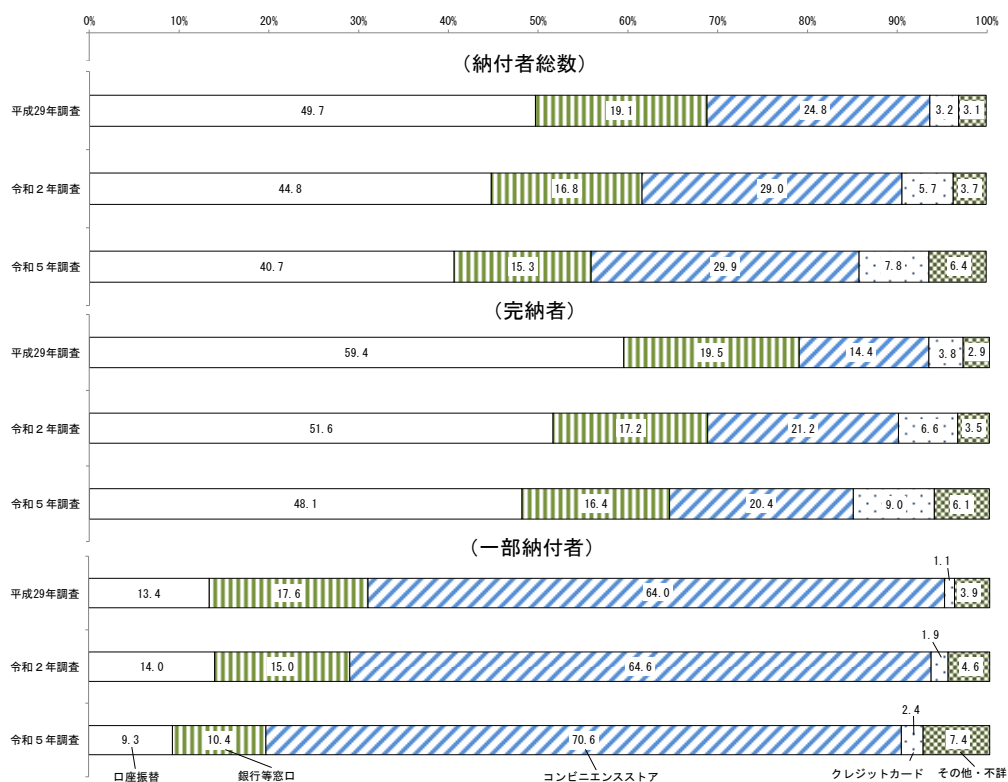
図17 保険料納付状況別最も利用回数の多かった保険料の納付方法



注 令和4年度の1年間に納めた国民年金の保険料が1月でもある納付者を対象としている。

最も利用回数の多かった納付方法の推移をみると、口座振替及び銀行等窓口の占める割合が減少し、コンビニエンスストア及びクレジットカードの占める割合が増加している（図18）。

図18 最も利用回数の多かった保険料の納付方法の推移



注1 平成29年調査は平成28年度の1年間、令和2年調査は令和元年度の1年間、令和5年調査は令和4年度の1年間に納めた国民年金の保険料が1月でもある納付者を対象としている。

注2 平成29年調査については、福島県の避難指示区域を除く。

2. 年齢階級別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

納付者について、年齢階級別に最も利用回数の多かった納付方法をみると、高年齢層では若年齢層に比べ口座振替の割合が高く、若年齢層では高年齢層に比べコンビニエンスストアの割合が高い傾向にある（表 15）。

表 15 年齢階級別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

（単位：％）

	総 数	口 座 振 替	銀行等の 窓 口	コンビニエンス ストア	クレジット カード	その他	不 詳
納付者総数	100.0	40.7	15.3	29.9	7.8	5.3	1.1
20～24歳	100.0	34.9	20.0	32.0	6.6	5.5	1.1
25～29歳	100.0	31.9	15.1	36.0	8.2	8.2	0.8
30～34歳	100.0	34.1	9.5	41.2	8.1	6.4	0.7
35～39歳	100.0	35.8	12.4	34.2	10.9	6.0	0.6
40～44歳	100.0	39.7	12.2	31.5	9.4	5.6	1.7
45～49歳	100.0	48.3	14.3	24.9	7.1	5.0	0.5
50～54歳	100.0	43.5	16.3	24.7	10.3	4.0	1.1
55～59歳	100.0	46.4	16.9	26.9	3.9	4.3	1.7

注 令和4年度の1年間に納めた国民年金の保険料が1月でもある納付者を対象としている。

3. 都市規模別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

納付者について、都市規模別に最も利用回数の多かった納付方法をみると、小都市・町村では口座振替が44.6%と他の都市規模に比べて高くなっており、大都市ではコンビニエンスストアが32.1%と他の都市規模に比べて高くなっている（表 16）。

表 16 都市規模別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

（単位：％）

	総 数	口 座 振 替	銀行等の 窓 口	コンビニエンス ストア	クレジット カード	その他	不 詳
納付者総数	100.0	40.7	15.3	29.9	7.8	5.3	1.1
大都市	100.0	37.1	14.0	32.1	8.7	7.2	0.9
中都市	100.0	38.9	16.4	29.5	8.7	4.6	1.9
小都市・町村	100.0	44.6	15.6	28.5	6.5	4.1	0.8

注 令和4年度の1年間に納めた国民年金の保険料が1月でもある納付者を対象としている。

4. 保険料の主たる負担者

令和3年度及び令和4年度の国民年金保険料について、主に誰が負担したのかを年齢階級別にみると、20～24歳では、「自分の収入などにより支払った」は10.4%、「父母が負担した」は31.6%となっている（表17）。

表17 年齢階級別保険料の主たる負担者

（単位：％）

	総 数	自分の収入 で支払い	父母が負担	配偶者が負担	それ以外の 者が負担	この2年間 保険料を納めた ことがない、 または全額免除 あるいは猶予	不詳
総数	100.0	36.3	14.0	7.5	0.5	34.7	7.0
20～24歳	100.0	10.4	31.6	0.5	0.4	54.0	3.1
25～29歳	100.0	42.2	15.2	2.8	0.6	32.0	7.2
30～34歳	100.0	40.4	13.5	6.3	0.6	30.7	8.6
35～39歳	100.0	42.1	8.3	10.0	1.0	30.9	7.7
40～44歳	100.0	46.3	7.9	9.7	0.4	28.2	7.6
45～49歳	100.0	48.5	6.4	8.9	0.6	26.6	9.2
50～54歳	100.0	47.5	5.1	12.4	0.7	26.3	8.1
55～59歳	100.0	49.2	1.9	15.8	0.5	22.9	9.7

5. 保険料納付状況別口座振替の利用経験

国民年金保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の利用経験についてみると、総数では30.7%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の約5割が利用したことがあり、そのうち、完納者では利用したことがある割合は56.0%であるが、一部納付者では利用したことがある割合は18.1%となっている（表18）。

表18 保険料納付状況別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	30.7	68.7	0.6
納付者	100.0	48.7	50.8	0.4
完納者	100.0	56.0	43.7	0.3
一部納付者	100.0	18.1	81.1	0.9
1号期間滞納者	100.0	14.5	84.6	0.9
申請全額免除者	100.0	16.0	82.9	1.1
学生納付特例者	100.0	5.7	94.1	0.2
納付猶予者	100.0	10.6	88.6	0.8

6. 年齢階級別口座振替の利用経験

年齢階級別に口座振替の利用経験についてみると、年齢階級が上がるにつれ、利用したことがある割合が高くなる傾向がある（表19）。

表19 年齢階級別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	30.7	68.7	0.6
20～24歳	100.0	17.1	82.5	0.3
25～29歳	100.0	27.6	71.7	0.7
30～34歳	100.0	27.6	71.9	0.6
35～39歳	100.0	29.7	69.6	0.7
40～44歳	100.0	35.6	64.0	0.4
45～49歳	100.0	40.0	59.3	0.7
50～54歳	100.0	39.9	59.7	0.5
55～59歳	100.0	41.5	57.4	1.1

7. 保険料納付状況別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別に口座振替を利用したことがない理由をみると、完納者及び一部納付者ともに「いまの方法で特に不都合はないから」が最も高くなっている。（表 20）。

表 20 口座振替を利用したことがない理由

（単位：％）

	総 数	いまの方法で 特に不都合は ないから	自分の都合で 納めたいから	手続きが 面倒だから	口座振替の仕組みを 知らなかったから	その他	不 詳
口座振替を利用したことがない 納付者総数	100.0	43.2	23.1	10.9	7.9	12.0	2.9
完納者	100.0	45.8	19.9	9.1	9.0	13.5	2.7
一部納付者	100.0	37.2	30.5	15.0	5.6	8.5	3.3

注 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象としている。

8. 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、年齢階級別に口座振替を利用したことがない理由をみると、20～24 歳で「口座振替の仕組みを知らなかったから」の割合が、他の年齢層に比べて高い（表 21）。

表 21 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

（単位：％）

	総 数	いまの方法で 特に不都合は ないから	自分の都合で 納めたいから	手続きが 面倒だから	口座振替の仕組みを 知らなかったから	その他	不 詳
口座振替を利用した ことがない納付者総数	100.0	43.2	23.1	10.9	7.9	12.0	2.9
20～24歳	100.0	36.2	13.3	9.2	19.6	18.9	2.8
25～29歳	100.0	38.7	23.3	14.9	10.1	11.9	1.2
30～34歳	100.0	40.9	25.7	16.5	5.9	8.2	2.8
35～39歳	100.0	41.1	24.7	13.8	7.5	10.5	2.4
40～44歳	100.0	45.5	21.6	11.3	6.3	10.4	4.9
45～49歳	100.0	46.1	28.0	10.5	3.8	9.6	2.1
50～54歳	100.0	46.9	26.0	8.7	2.9	12.4	3.0
55～59歳	100.0	49.5	28.1	8.1	2.1	8.6	3.5

注 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象としている。

9. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストア、インターネット、金融機関のＡＴＭ、クレジットカードなどによっても納付できるが、これらの方法の利用経験をみると、総数では44.1%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の59.7%が利用したことがあり、そのうち、完納者の利用したことがある割合は53.4%であるが、一部納付者の利用したことがある割合は86.3%と高くなっている（表22）。

表22 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

（単位：％）

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	44.1	53.3	2.6
納付者	100.0	59.7	38.7	1.6
完納者	100.0	53.4	45.0	1.6
一部納付者	100.0	86.3	12.2	1.5
1号期間滞納者	100.0	47.7	49.1	3.1
申請全額免除者	100.0	31.9	63.3	4.8
学生納付特例者	100.0	5.8	92.3	1.9
納付猶予者	100.0	25.4	68.9	5.7

10. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

コンビニエンスストア、インターネット、金融機関のＡＴＭ、クレジットカードなどを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者について、利用したことがない理由を保険料納付状況別にみると、「いまの方法で特に不都合はないから」が69.6%と最も高くなっている（表23）。

表23 保険料納付状況別コンビニエンスストアなど
を用いた納付を利用したことがない理由

（単位：％）

	総 数	いまの方法で 特に不都合は ないから	コンビニエンス ストアなどを用いた 納付の仕組みを 知らなかったから	コンビニエンス ストアなどを 普段あまり 利用しないから	手続きが 面倒だから	その他	不 詳
コンビニなどを用いた 納付を利用したことが ない納付者総数	100.0	69.6	13.7	2.1	2.6	9.2	2.8
完納者	100.0	71.0	13.2	1.9	2.4	8.7	2.7
一部納付者	100.0	47.0	20.6	4.0	6.0	17.9	4.6

注 コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者を対象としている。

第6章 国民年金保険料を納付しない理由

1. 年齢階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。

次いで高いのは、20～29歳及び50～59歳では「うっかりして忘れた、後でまとめて払おうと思った」の割合、30～34歳及び40～49歳では「納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れないと思う」の割合、35～39歳では「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合となっている（表24）。

表24 年齢階級別保険料を納付しない理由（主要回答）

（単位：％）

	総数	保険料が高く、 経済的に 支払うのが 困難	年金制度の 将来が 不安・信用 できない	納める 保険料に 比べて、 十分な 年金額が 受け取れない と思う	うっかり して 忘れた、 後で まとめて 払おうと 思った	厚生労働省・ 日本年金機構が 信用できない	これから 保険料を 納めても 加入期間が 短く、 年金が もらえない	すでに、 年金を 受ける 要件を 満たして いたから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	72.3	4.6	5.2	7.0	2.9	1.8	0.9	5.3
20～24歳	100.0	62.4	3.0	3.8	14.6	0.9	—	1.3	14.0
25～29歳	100.0	70.9	6.7	5.4	8.4	3.2	—	—	5.4
30～34歳	100.0	68.9	7.1	7.7	6.9	2.6	—	0.3	6.6
35～39歳	100.0	72.5	8.0	4.7	5.2	3.6	1.3	0.2	4.5
40～44歳	100.0	75.6	5.4	5.7	5.1	3.6	1.0	0.1	3.5
45～49歳	100.0	73.0	3.8	6.4	6.1	2.5	3.5	—	4.8
50～54歳	100.0	72.2	3.0	4.1	6.7	5.3	3.4	1.2	4.0
55～59歳	100.0	78.0	1.6	4.2	5.8	0.3	2.9	3.4	3.8

注1 1号期間滞納者を対象としている。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

2. 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者について、年齢階級別に「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由をみると、すべての年齢階級において「もともと収入が少ない、あるいは不安定だったから」が半数を超えており、30～34歳では67.2%と他の年齢階級と比べ高くなっている。

表25 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

（単位：％）

	総数	もともと収入が 少ない、あるいは 不安定だったから	失業、倒産、天災、 事故、病気などにより 所得が低下したから	保険料より 優先度の高い支出が 多かったから	その他
「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ1号期間滞納者総数	100.0	55.4	20.8	18.2	5.6
20～24歳	100.0	59.3	20.6	11.0	9.1
25～29歳	100.0	51.8	24.9	19.2	4.2
30～34歳	100.0	67.2	18.3	10.3	4.1
35～39歳	100.0	58.4	18.7	19.7	3.2
40～44歳	100.0	52.0	20.2	20.7	7.2
45～49歳	100.0	53.4	20.5	22.0	4.1
50～54歳	100.0	55.1	22.0	17.8	5.0
55～59歳	100.0	51.0	21.0	19.5	8.5

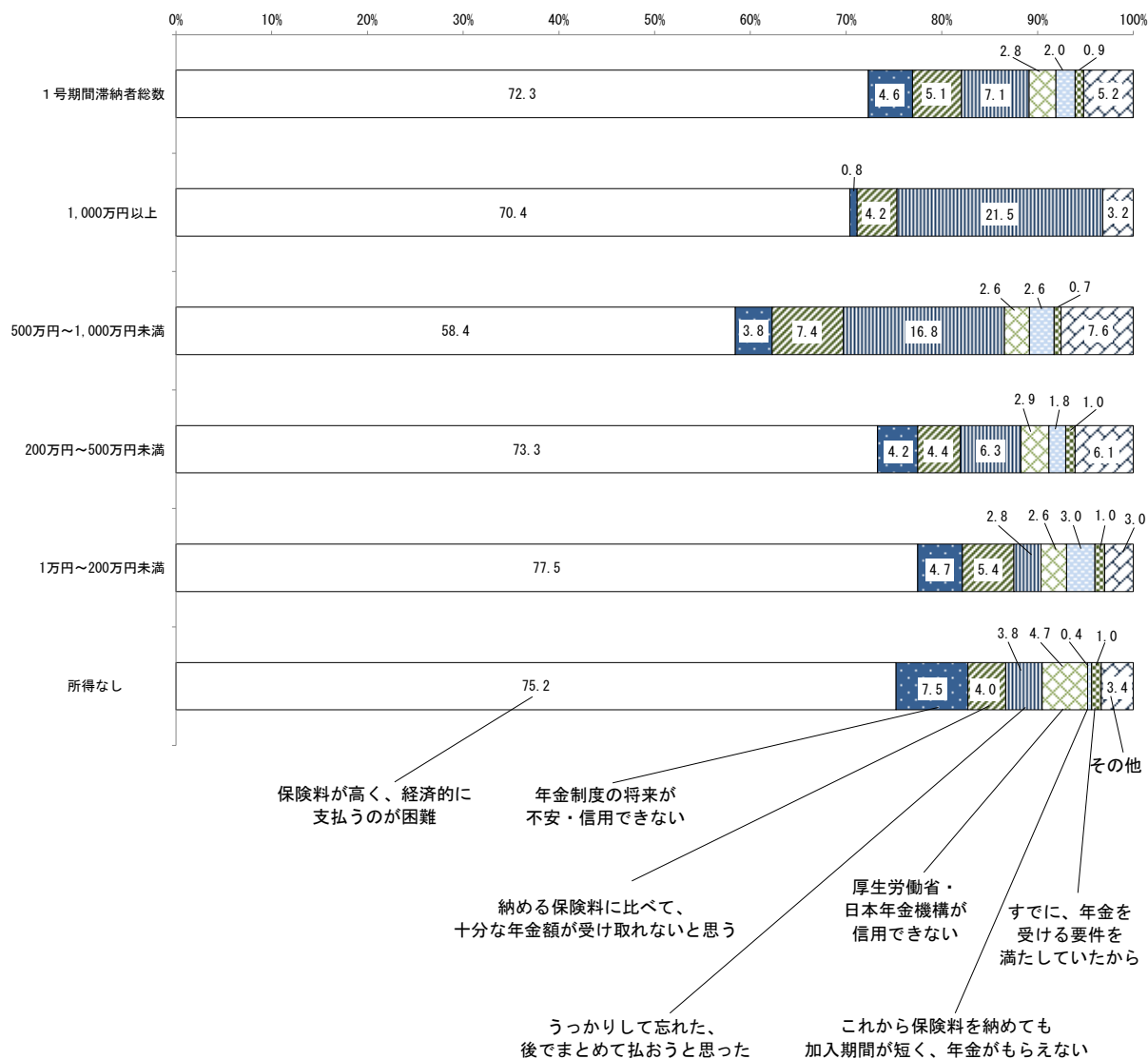
注1 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者を対象としている。

注2 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由不詳の者を除く。

3. 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、「500万円～1,000万円未満」を除き7割以上となっている（図19）。

図19 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由（主要回答）



注1 1号期間滞納者を対象としている。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 世帯の総所得金額は、令和4年の所得である。

注5 「直接調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を対象としているため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合は、「直接調査」の集計客体を対象とした表24の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合とは一致しない。

4. 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納めていないことについての意識をみると、どの年齢階級においても、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」の割合が最も高くなっている（表26）。

表26 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

（単位：％）

	総 数	もう少し生活に ゆとりができれば 保険料を納めたい	制度の意義や 有利な点が 理解できれば 納めるつもり	国民年金は あてにしていなので 納めるつもりはない	年金制度や 厚生労働省・ 日本年金機構は 信用できないので 納めるつもりはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	67.0	4.1	8.5	4.7	15.7
20～24歳	100.0	58.4	7.7	9.5	3.0	21.3
25～29歳	100.0	61.8	7.0	13.7	6.5	11.0
30～34歳	100.0	66.5	5.6	6.8	5.9	15.2
35～39歳	100.0	69.1	3.5	11.7	4.9	10.7
40～44歳	100.0	67.7	4.7	7.8	4.7	15.1
45～49歳	100.0	71.9	3.0	3.7	4.2	17.2
50～54歳	100.0	67.9	2.1	9.4	4.9	15.6
55～59歳	100.0	67.8	2.7	7.3	3.5	18.7

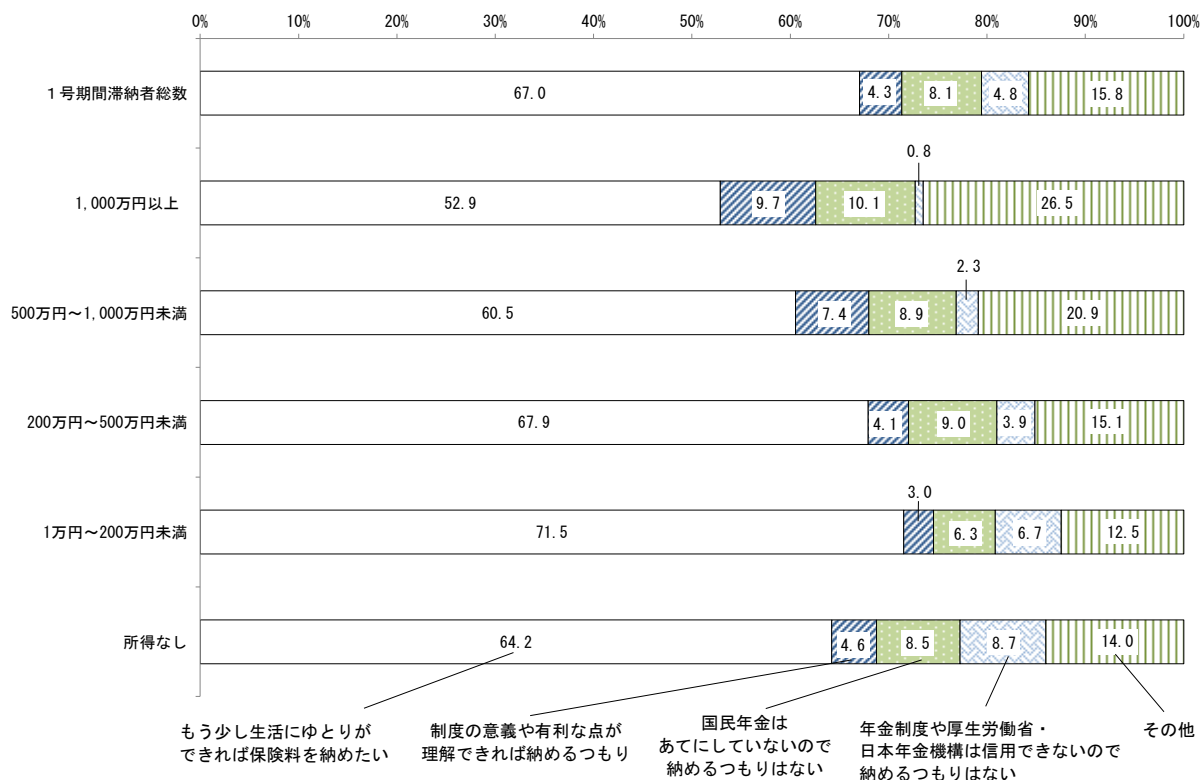
注1 1号期間滞納者を対象としている。

注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

5. 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納めていないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円未満では6割以上を占めているが、所得が1,000万円以上でも52.9%となっている（図20）。

図20 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識



注1 1号期間滞納者を対象としている。

注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 世帯の総所得金額は、令和4年の所得である。

注5 「直接調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を対象としているため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納めていないことについての意識の割合は、「直接調査」の集計客体を対象とした表26の「1号期間滞納者総数」の保険料を納めていないことについての意識の割合とは一致しない。

第7章 受給資格期間の短縮と今後の保険料の納付意欲の関係

1. 今後の保険料の納付意欲

「自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が25年以上あると思う」と回答した者に、今後の保険料の納付意欲を尋ねたところ、84.5%が「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答している。55～59歳では、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」が76.4%となっており、他の年齢階級に比べて低くなっている（表27）。

表27 年齢階級別今後の保険料の納付意欲

（「自分自身の資格期間が25年以上あると思う」と回答した者）

（単位：％）

	総 数	満額となる40年に 近づけるよう、 できるだけ長く納める	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	84.5	12.6	2.9
40～44歳	100.0	91.2	6.0	2.8
45～49歳	100.0	90.7	7.1	2.2
50～54歳	100.0	89.5	6.9	3.6
55～59歳	100.0	76.4	20.9	2.7

注 「自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が25年以上あると思う」と回答した者を集計対象としている。

また、「自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると思う」と回答した者に、同じ質問をしたところ、83.3%が「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答している（表28）。

55～59歳で比較すると、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答したのが、「自分自身の資格期間が25年以上あると思う」と回答した者では7割を超えているのに対して、「自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると思う」と回答した者では約6割にとどまる。

表28 年齢階級別今後の保険料の納付意欲

（「自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると思う」と回答した者）

（単位：％）

	総 数	満額となる40年に 近づけるよう、 できるだけ長く納める	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	83.3	12.1	4.6
25～29歳	100.0	87.1	11.0	1.9
30～34歳	100.0	84.1	12.6	3.2
35～39歳	100.0	86.5	10.1	3.4
40～44歳	100.0	89.1	7.0	3.8
45～49歳	100.0	85.7	10.3	3.9
50～54歳	100.0	78.5	13.5	8.0
55～59歳	100.0	61.5	31.1	7.4

注 「自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が10年以上25年未満であると思う」と回答した者を集計対象としている。

一方、「自分自身の資格期間が10年未満であると思う」と回答した者に対して、今後の保険料の納付意欲を尋ねたところ、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答したのが43.4%、「10年に届くまで納めることを目指す」と回答したのが39.6%と同程度の割合となっている。

年齢階級別にみると、30～54歳の各年齢階級で5割程度が「10年に届くまで納めることを目指す」と回答しているのに対し、20～24歳では、「10年に届くまで納めることを目指す」と回答している割合は、3割未満である（表29）。

表 29 年齢階級別今後の保険料の納付意欲

（「自分自身の資格期間が10年未満であると思う」と回答した者）

（単位：％）

	総 数	満額となる40年に 近づけるよう、 できるだけ長く納める	10年に届くまで 納めることを目指す	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	43.4	39.6	11.3	5.7
20～24歳	100.0	62.3	28.2	7.1	2.4
25～29歳	100.0	45.1	41.9	9.0	4.0
30～34歳	100.0	34.1	49.2	10.4	6.4
35～39歳	100.0	32.7	46.1	13.8	7.3
40～44歳	100.0	27.7	51.5	13.2	7.7
45～49歳	100.0	29.7	52.3	7.0	11.0
50～54歳	100.0	23.2	47.8	20.2	8.7
55～59歳	100.0	30.3	35.9	23.9	9.9

注 「自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間）が10年未満であると思う」と回答した者を集計対象としている。

第8章 国民健康保険（市町村）の保険料（税）の賦課状況及び納付状況

1. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

第1号被保険者のうち国民健康保険（市町村）（以下「国保」という。）の保険料（税）を賦課されている者は、65.7%となっている。

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保の保険料（税）の軽減状況を見ると、「軽減なし」が50.3%、「軽減あり」が49.7%となっている。また、国民年金の保険料納付状況別に「軽減あり」の割合をみると、申請全額免除者が82.1%と軽減措置を受けている割合が最も高く、次いで学生納付特例者が52.8%となっている（表30）。

表30 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

（単位：％）

	総 数	賦課されて いる	賦課されて いない	（再掲） 賦 課	軽 減 な し	軽 減 あ り
総数	100.0	65.7	34.3	100.0	50.3	49.7
納付者	100.0	71.1	28.9	100.0	62.6	37.4
完納者	100.0	70.0	30.0	100.0	61.7	38.3
一部納付者	100.0	75.7	24.3	100.0	66.2	33.8
1号期間滞納者	100.0	69.5	30.5	100.0	60.6	39.4
申請全額免除者	100.0	87.8	12.2	100.0	17.9	82.1
学生納付特例者	100.0	12.4	87.6	100.0	47.2	52.8
納付猶予者	100.0	44.5	55.5	100.0	69.8	30.2

注1 令和4年度の国民健康保険（市町村）の賦課状況である。

注2 賦課状況が不詳の者を除く。

2. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保の保険料（税）納付状況を見ると、「全月納付」が88.6%、「一部納付」が6.0%、「全月末納」が5.0%となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、国民年金の納付者では国保の「全月納付」が96.3%、国民年金の1号期間滞納者では国保の「全月納付」が62.5%となっており、国民年金保険料を滞納している者であっても、その約6割は国保の保険料（税）を全月納めている（表31）。

表31 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

（単位：％）

	総 数	国保保険料 全 月 納 付	国保保険料 一 部 納 付	国保保険料 全 月 未 納	不 詳
国保の保険料（税）を 賦課されている者総数	100.0	88.6	6.0	5.0	0.5
納付者	100.0	96.3	2.6	0.7	0.4
完納者	100.0	97.9	1.4	0.3	0.3
一部納付者	100.0	89.9	7.3	2.4	0.4
1号期間滞納者	100.0	62.5	15.7	21.1	0.6
申請全額免除者	100.0	84.3	8.5	6.7	0.5
学生納付特例者	100.0	91.4	4.3	2.9	1.4
納付猶予者	100.0	91.0	5.7	2.7	0.6

注 令和4年度の国民健康保険（市町村）の保険料（税）を賦課されている者を対象として集計している。

第9章 生命保険・個人年金

1. 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況をみると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は56.4%となっている。国民年金の保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、約5割の者が生命保険や個人年金に加入している（表32）。

表32 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

（単位：％）

	総数	加入している	（再掲） 生命保険 に加入	（再掲） 個人年金 に加入	（再掲） 両方加入	非加入	不詳
総数	100.0	56.4	54.8	13.2	11.6	39.1	4.5
納付者	100.0	66.5	64.2	19.6	17.4	29.4	4.1
完納者	100.0	67.5	65.1	21.3	18.9	28.5	4.0
一部納付者	100.0	62.2	60.7	12.2	10.7	33.2	4.6
1号期間滞納者	100.0	50.9	49.3	10.2	8.6	43.9	5.3
申請全額免除者	100.0	48.1	47.2	6.6	5.7	46.7	5.2
学生納付特例者	100.0	41.9	41.6	4.0	3.7	54.0	4.1
納付猶予者	100.0	38.3	36.9	5.8	4.4	56.5	5.3

2. 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況をみると、おおむね年齢階級が上がるにつれ加入割合が高くなっている。

また、1号期間滞納者についてみると、25歳以上の各年齢階級では約5割が生命保険や個人年金に加入している（表33）。

表33 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

（単位：％）

	総数	加入している	（再掲） 生命保険 に加入	（再掲） 個人年金 に加入	（再掲） 両方加入	非加入	不詳
総数	100.0	56.4	54.8	13.2	11.6	39.1	4.5
20～24歳	100.0	41.8	41.3	4.9	4.3	54.6	3.5
25～29歳	100.0	47.1	45.2	10.0	8.1	50.3	2.6
30～34歳	100.0	51.5	50.0	11.6	10.2	43.6	4.9
35～39歳	100.0	56.2	54.2	13.5	11.6	40.0	3.8
40～44歳	100.0	61.4	59.9	15.4	13.9	34.3	4.3
45～49歳	100.0	67.1	65.9	18.4	17.3	28.1	4.8
50～54歳	100.0	68.0	66.2	18.2	16.3	27.5	4.5
55～59歳	100.0	69.5	65.6	21.4	17.5	22.6	7.9
（再掲）							
1号期間滞納者総数	100.0	50.9	49.3	10.2	8.6	43.9	5.3
20～24歳	100.0	36.0	34.9	6.4	5.3	59.4	4.6
25～29歳	100.0	48.2	45.5	13.4	10.7	48.2	3.6
30～34歳	100.0	54.1	53.0	11.8	10.6	40.8	5.0
35～39歳	100.0	53.3	51.9	8.7	7.3	42.1	4.6
40～44歳	100.0	55.6	53.9	10.8	9.1	39.9	4.5
45～49歳	100.0	61.4	60.8	13.1	12.5	32.0	6.6
50～54歳	100.0	52.6	50.6	9.5	7.5	42.4	5.1
55～59歳	100.0	57.3	54.9	10.9	8.5	34.3	8.4

注 下段「（再掲）」については、1号期間滞納者を対象としている。

3. 生命保険・個人年金の保険料月額平均

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の保険料月額の平均をみると、生命保険の保険料は月額1万2千円、個人年金の保険料は月額1万6千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の保険料月額の平均はやや低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は、平均で月額1万2千円の個人年金の保険料を支払っている（表34）。

なお、令和5年度の国民年金の保険料は、月額16,520円である。

表34 生命保険・個人年金の保険料月額平均

（単位：万円）

	生命保険			個人年金		
		自分で 支払い	自分以外が 支払い		自分で 支払い	自分以外が 支払い
総数	1.2	1.4	0.8	1.6	1.7	1.4
納付者	1.4	1.6	1.0	1.8	1.8	1.5
完納者	1.4	1.6	1.0	1.8	1.9	1.5
一部納付者	1.3	1.5	0.9	1.4	1.4	1.4
1号期間滞納者	1.2	1.3	0.9	1.2	1.3	1.0
申請全額免除者	1.0	1.1	0.8	1.2	1.2	1.0
学生納付特例者	0.6	1.2	0.6	1.3	1.1	1.4
納付猶予者	0.7	0.9	0.6	1.1	1.1	1.1

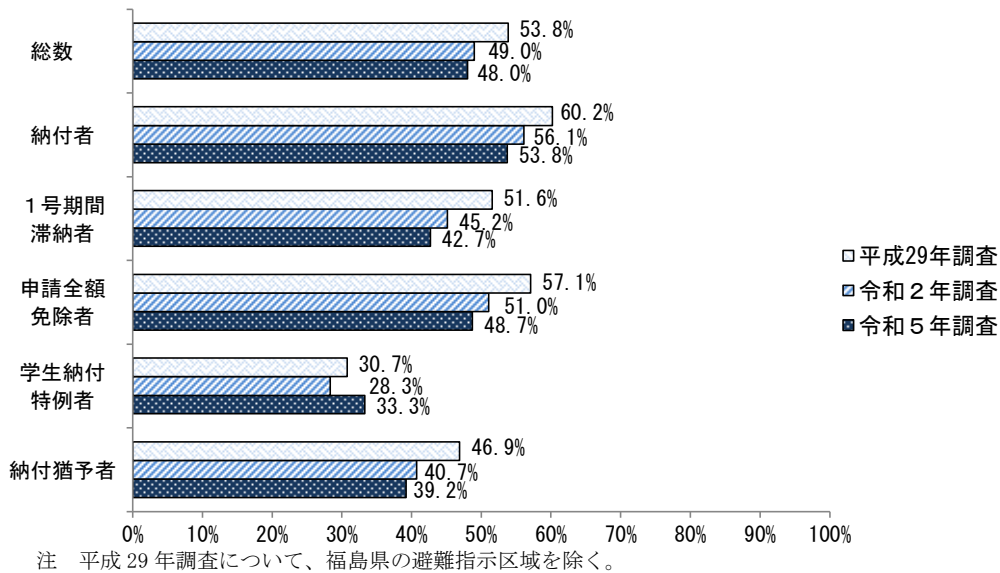
注 保険料月額の平均は、生命保険又は個人年金の加入者についての平均であり、保険料月額不詳の者を除く。

第 10 章 国民年金制度の周知度

1. 年金受給要件の周知度

老齢年金を受給するためには、通常、保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて 10 年以上必要となる。このことに関する周知度は、学生納付特例者を除いて減少しており、総数も 48.0% と前回調査より低くなっている（図 21）。

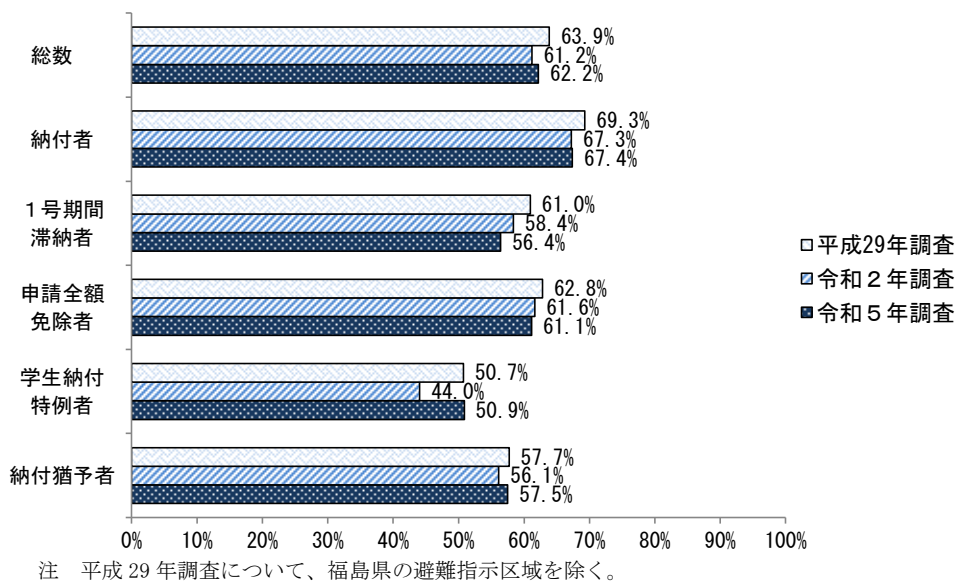
図 21 年金受給要件の周知度



2. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

満額の年金を老後に受けるためには、保険料を 40 年間納付する必要がある、保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる。このことに関する周知度は 62.2% と前回調査と同程度となっている（図 22）。

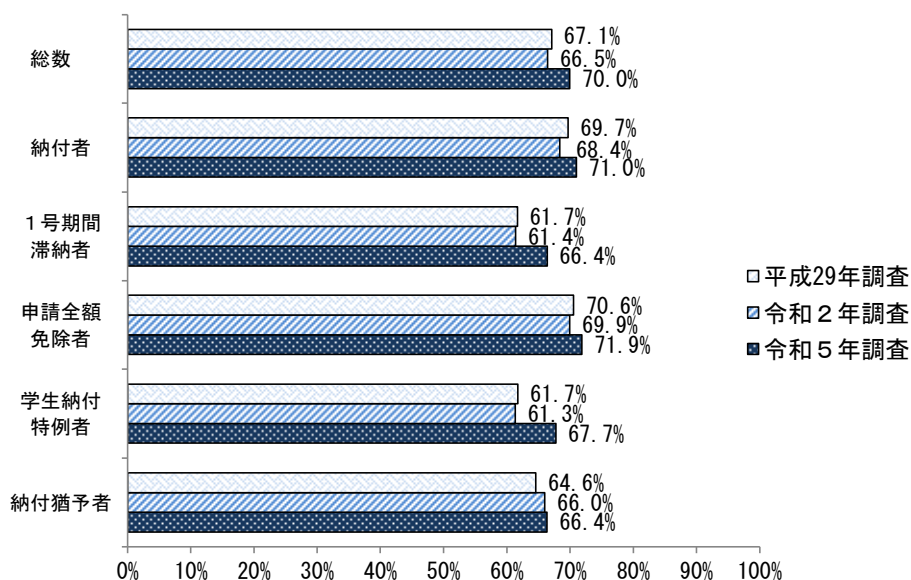
図 22 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は70.0%となっており、前回調査より高くなっている（図23）。

図23 障害年金の周知度

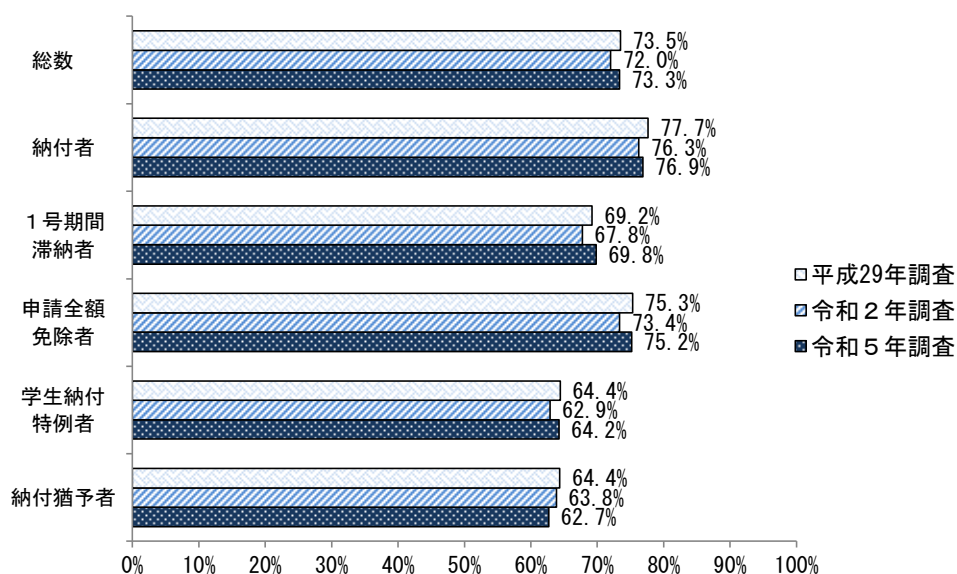


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

4. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、被保険者本人又は被保険者であった者の死亡時に遺族が年金を受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は73.3%となっており、前回調査より高くなっている（図24）。

図24 遺族年金の周知度

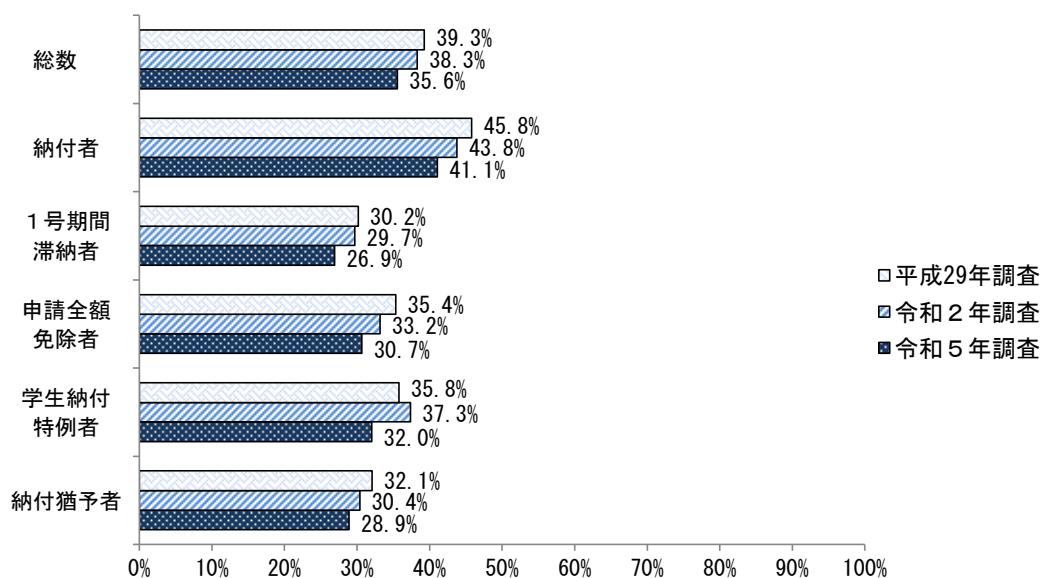


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

5. 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値がなるべく変わらないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は、35.6%となっており、前回調査より低くなっている（図 25）。

図 25 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

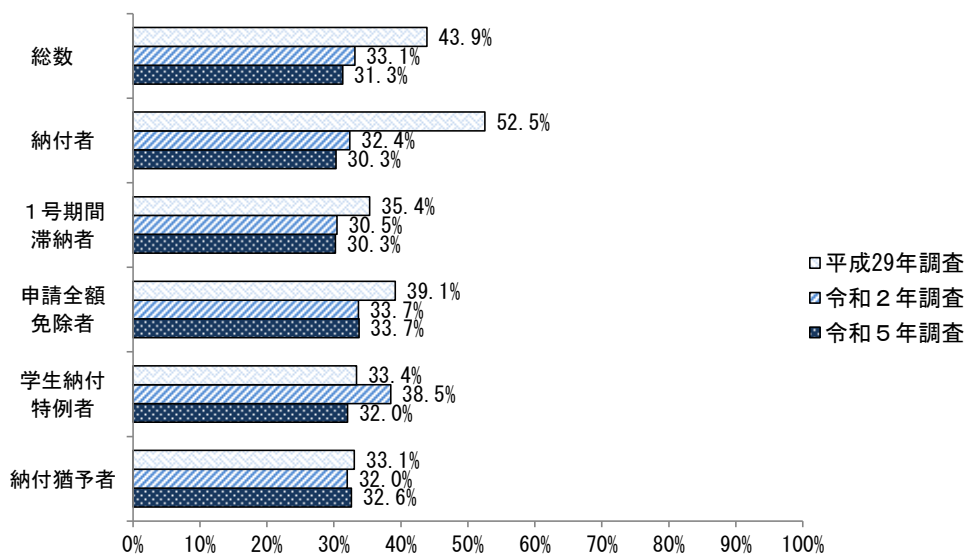


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

6. 国民年金における国庫負担の周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、2分の1が国庫負担でまかなわれている。このことに関する周知度は31.3%と前回調査より低くなっている（図 26）。

図 26 国民年金における国庫負担の周知度

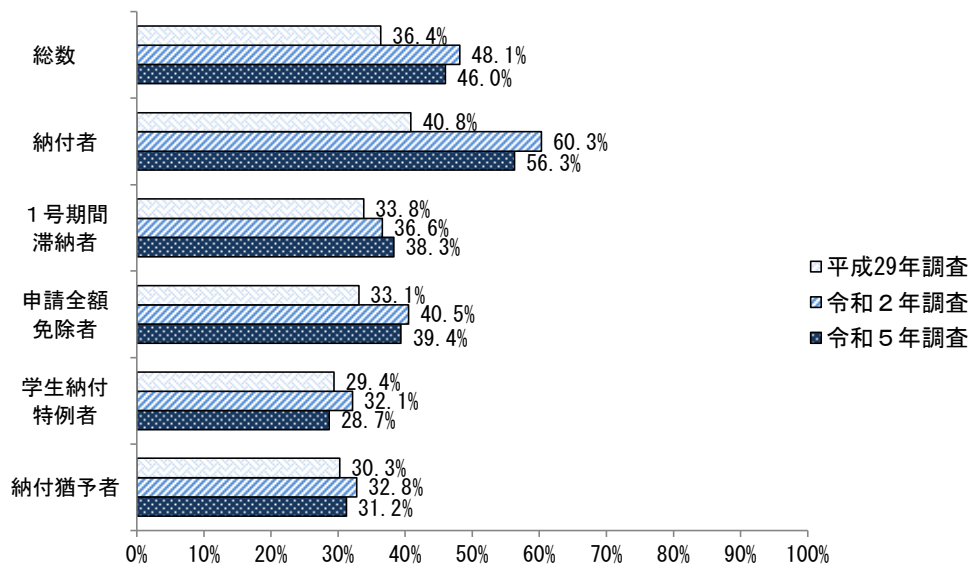


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

7. 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は46.0%と前回調査より低くなっている（図27）。

図27 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

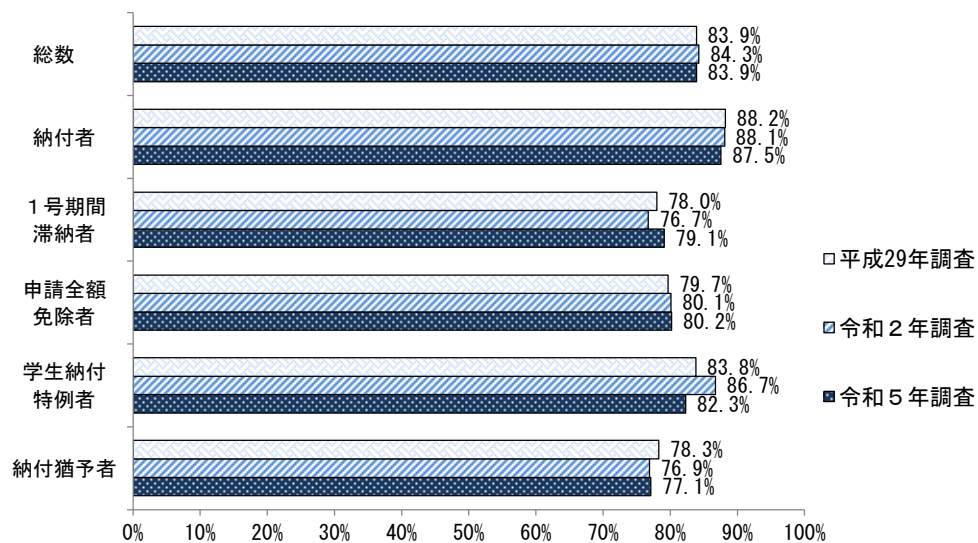


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

8. 世代間扶養の仕組みの周知度

国民年金は、社会連帯に基づき、現在働く世代が納める保険料によって高齢者の年金給付をまかなう、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は83.9%と前回調査と同程度となっている（図28）。

図28 世代間扶養の仕組みの周知度

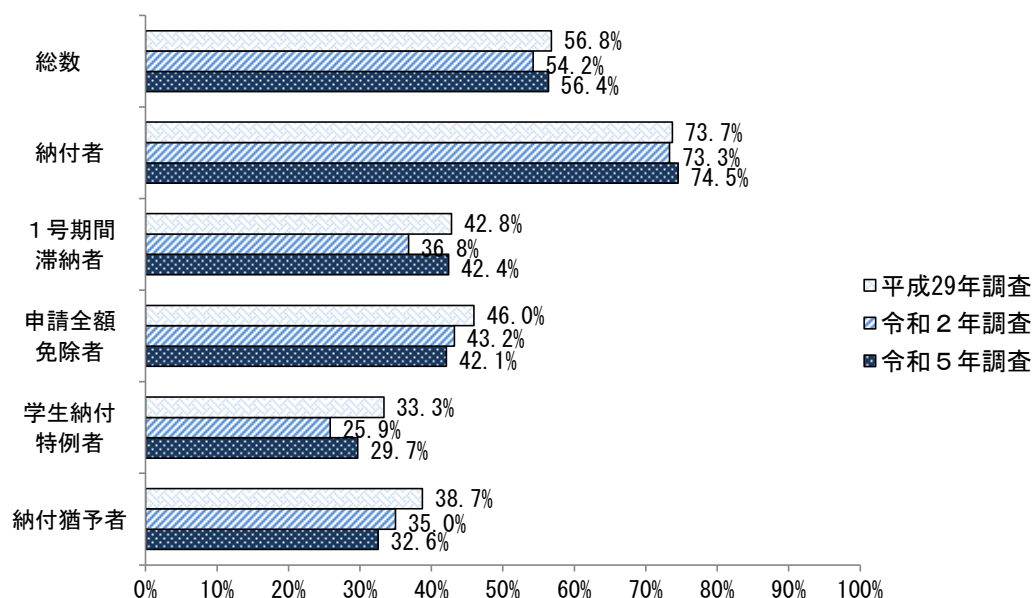


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

9. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される前納制度がある。このことに関する周知度は56.4%である。納付者では74.5%となっているが、納付者以外では5割を下回っている（図29）。

図29 前納制度の周知度

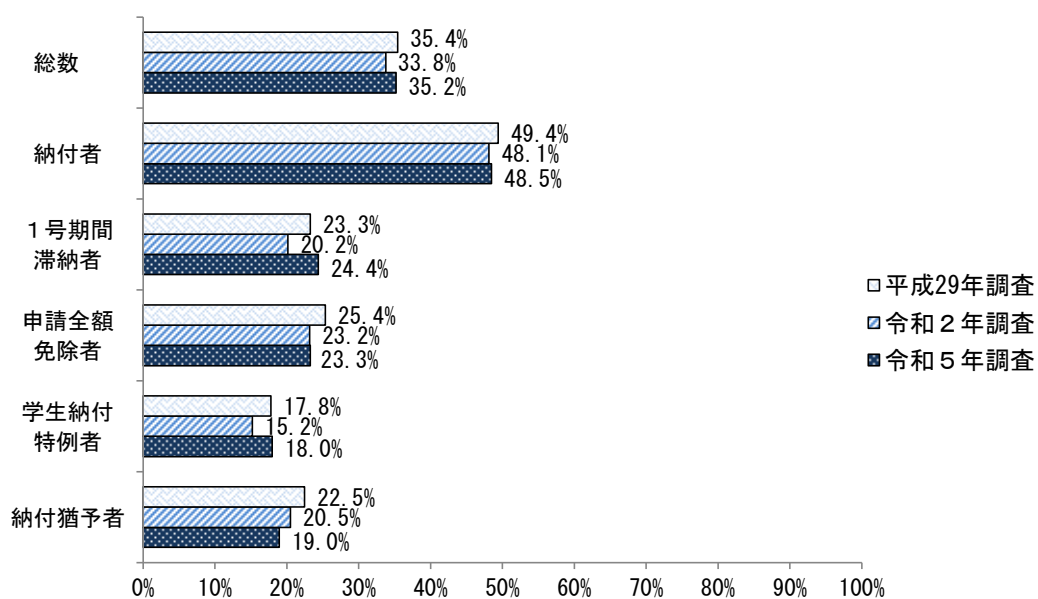


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

10. 早割制度の周知度

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付期限）ことにより、割引となる早割制度がある。このことに関する周知度は35.2%となっている。納付者では48.5%となっているが、納付者以外では3割を下回っている（図30）。

図30 早割制度の周知度

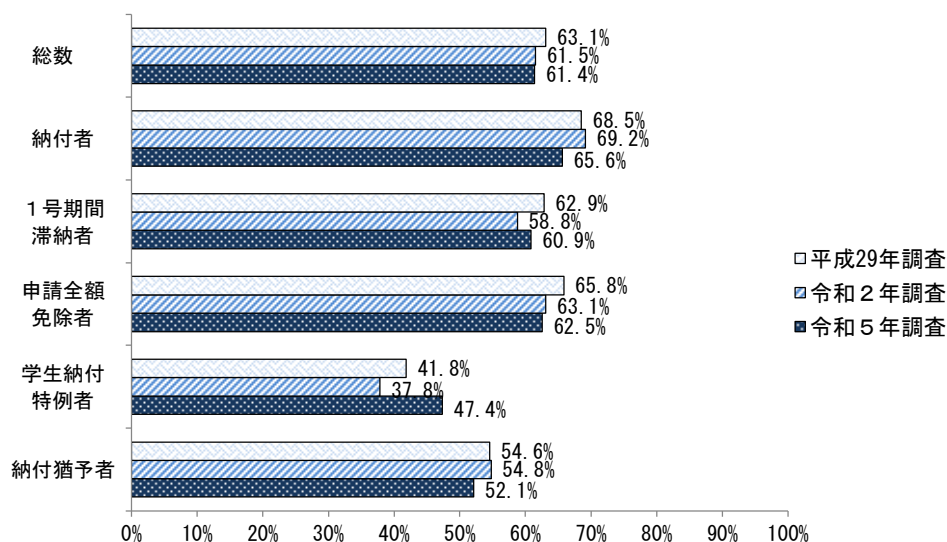


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

11. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までさかのぼって納めることができる。このことに関する周知度は61.4%となっており、前回調査と同程度となっている（図31）。

図31 過年度納付の周知度

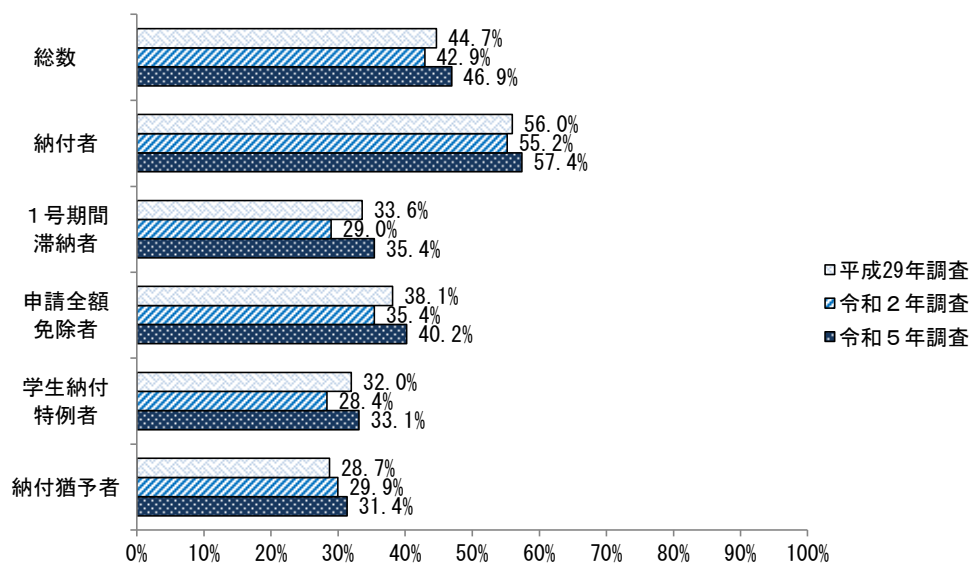


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

12. 上乗せ給付の周知度

国民年金は、通常の保険料に加え、付加保険料等を任意で納付することで受給できる年金額を増やすことができる。このことに関する周知度は46.9%となっており、保険料納付状況別にみると、納付者が最も高く57.4%となっているが、納付者のほかではおおむね3割～4割程度である（図32）。

図32 上乗せ給付の周知度

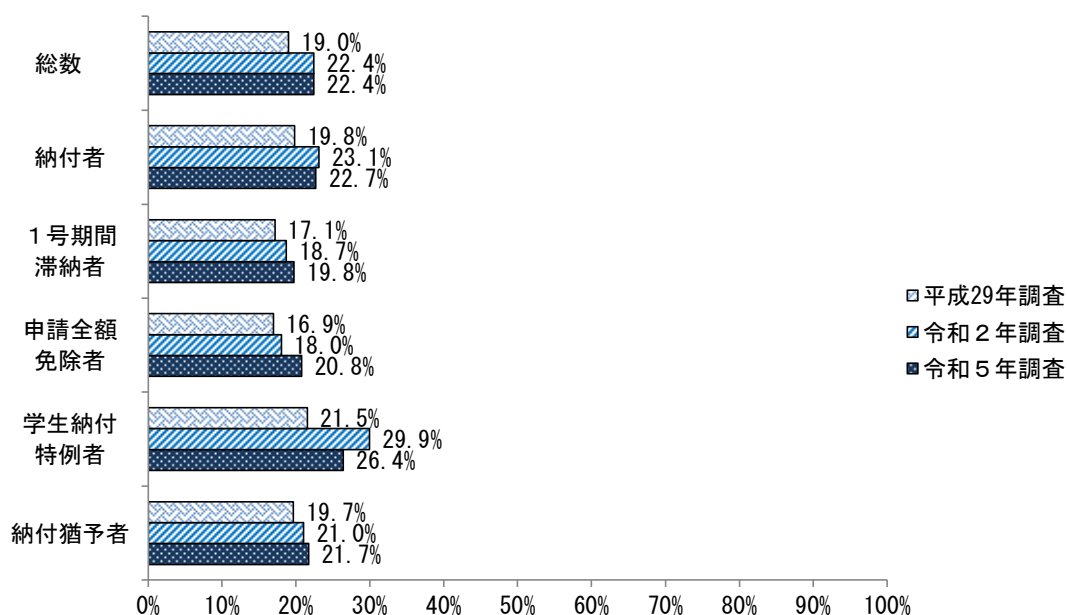


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

13. 年金生活者支援給付金の周知度

所得の額が一定の基準を下回る基礎年金受給者に対して、年金生活者支援給付金が支給される。このことに関する周知度は22.4%となっており、前回調査と同程度である(図33)。

図33 年金生活者支援給付金の周知度

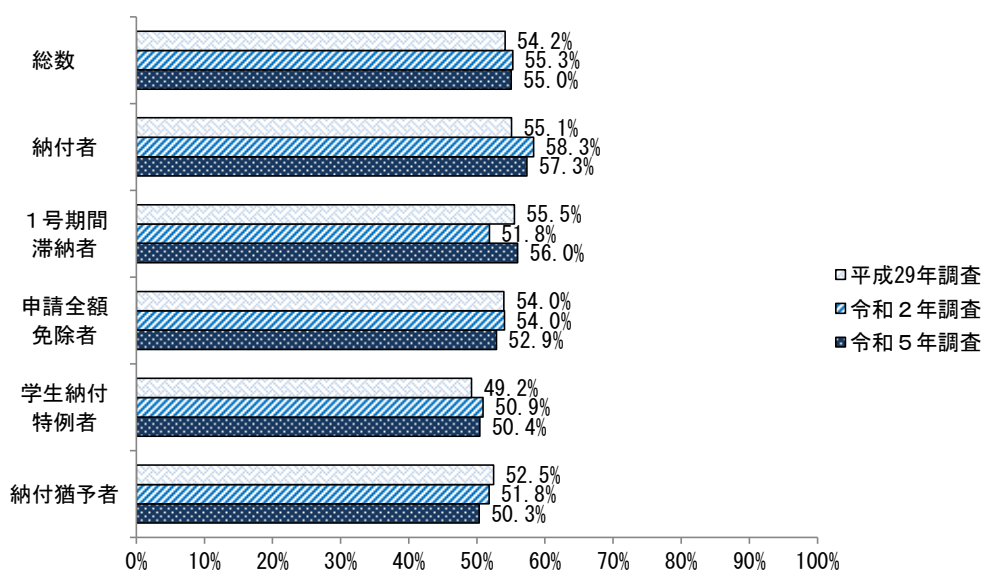


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

14. 強制徴収の周知度

国民年金保険料の納付は義務であり、滞納した保険料は財産の差押等強制徴収の対象となり得る。このことに関する周知度は55.0%となっており、前回調査と同程度である(図34)。

図34 強制徴収の周知度



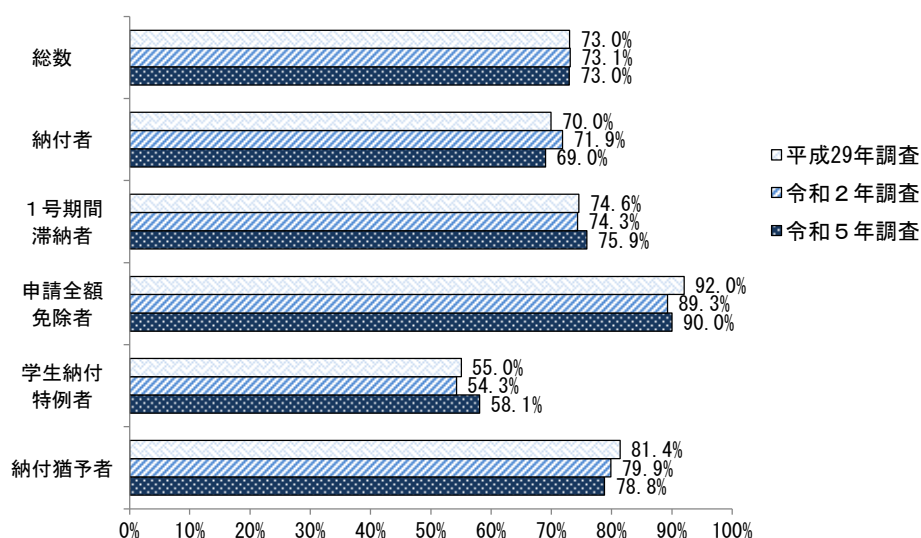
注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

第 11 章 免除・猶予制度の周知度

1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は 73.0% となっており、前回調査と同程度となっている（図 35）。

図 35 保険料全額・一部免除の周知度

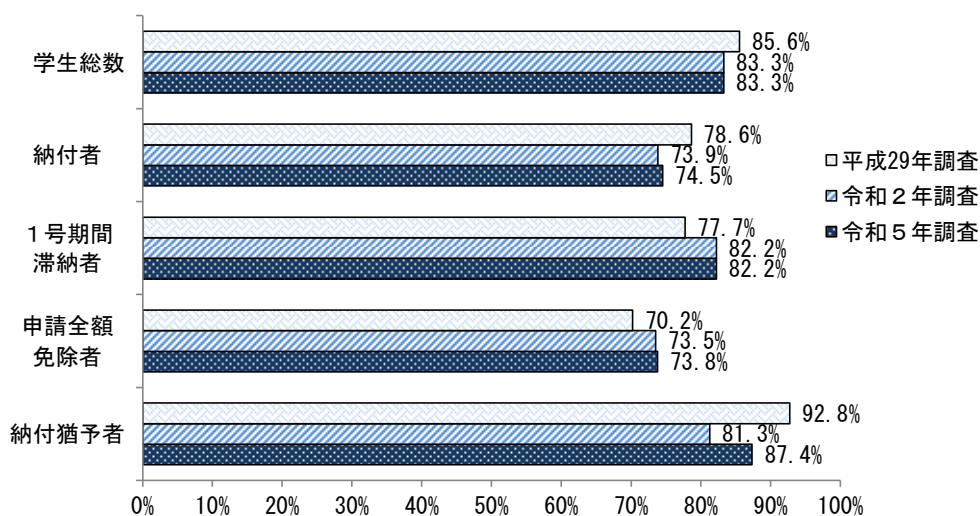


注 平成 29 年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

2. 学生納付特例制度の周知度

学生は、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する学生の周知度は、学生総数で 83.3% となっており、前回調査と同程度となっている（図 36）。

図 36 学生納付特例制度の周知度



注 1 学生を対象として集計している。

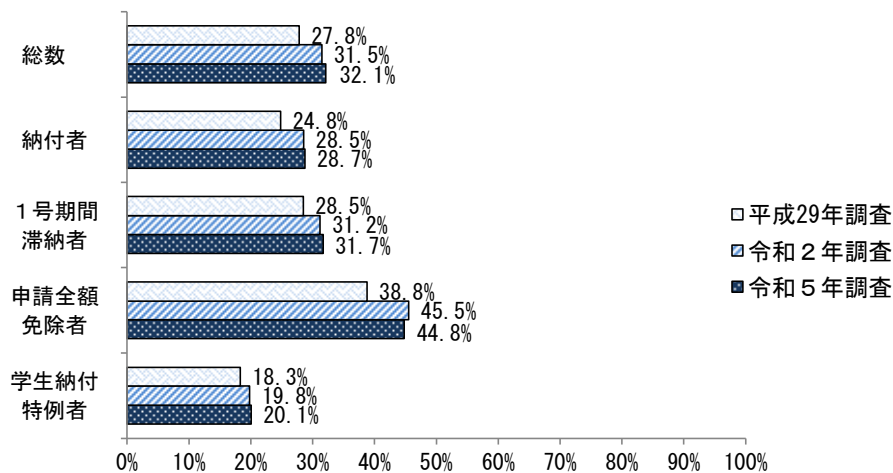
注 2 「学生総数」には学生納付特例者を含む。

注 3 平成 29 年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

3. 納付猶予制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な 50 歳未満の方については、保険料の納付が猶予される納付猶予制度がある。このことに関する周知度は 32.1%となっており、前回調査と同程度となっている（図 37）。

図 37 納付猶予制度の周知度



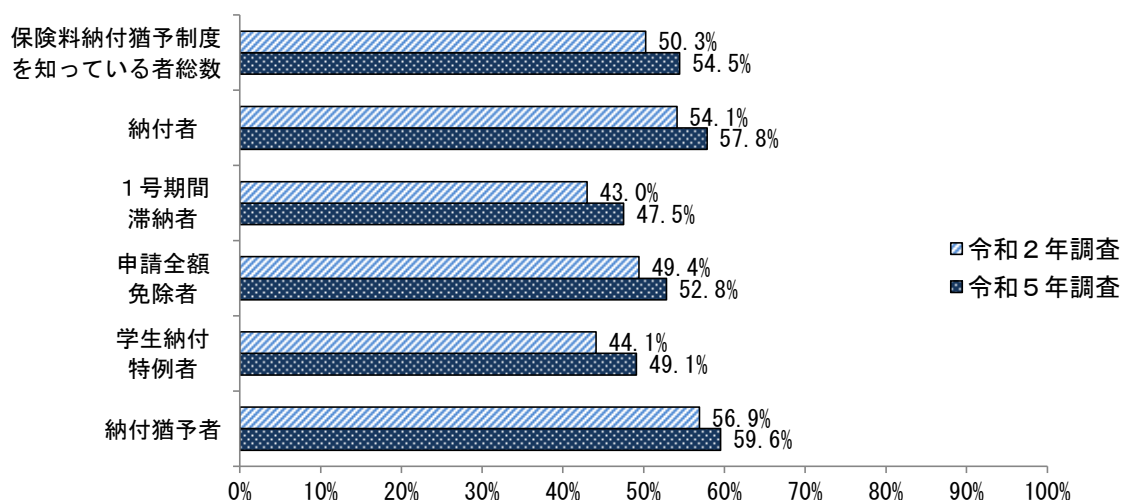
注1 「総数」には納付猶予者を含む。

注2 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

4. 保険料の猶予期間中の保険料を納付することによる年金額への反映に関する周知度

保険料の猶予を受けた場合、さかのぼって保険料を納めなければ、猶予になった期間は年金額には反映されない。このことに関する学生納付特例制度又は納付猶予者制度のいずれかを知っていると回答した者の周知度は 54.5%となっており、前回調査より高くなっている（図 38）。

図 38 猶予期間分の年金額反映に関する周知度

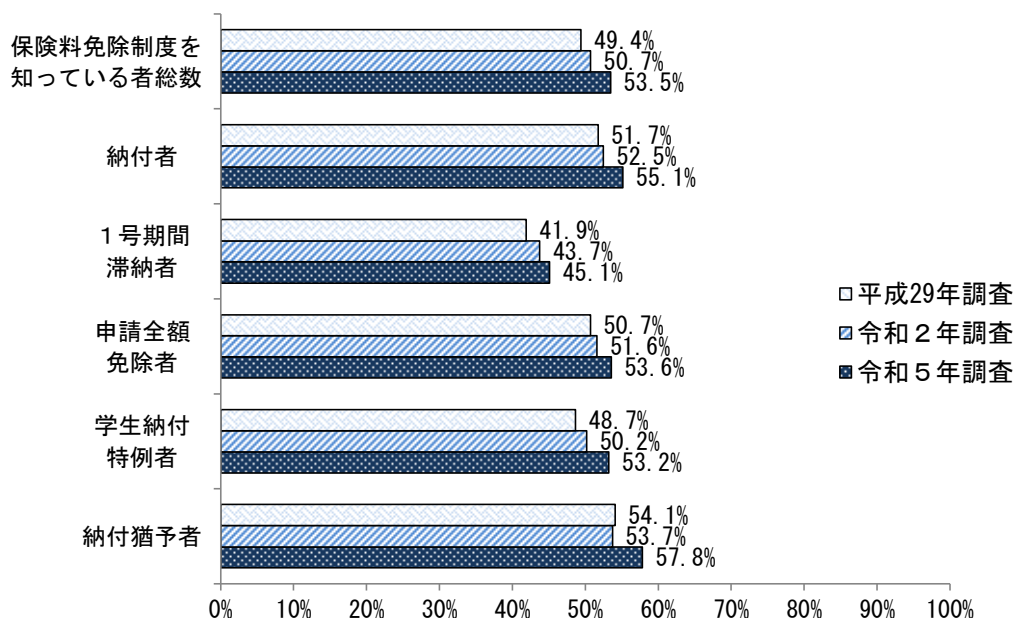


注 学生納付特例制度又は納付猶予制度のいずれかを知っていると回答した者を対象としている。

5. 免除された保険料の追納制度の周知度

保険料を免除された期間や、納付が猶予された期間のうち、過去10年分については、さかのぼって保険料を納付できる追納制度がある。保険料免除制度を知っていると回答した者の追納制度に対する周知度は53.5%となっており、前回調査より高くなっている(図39)。

図39 追納制度の周知度



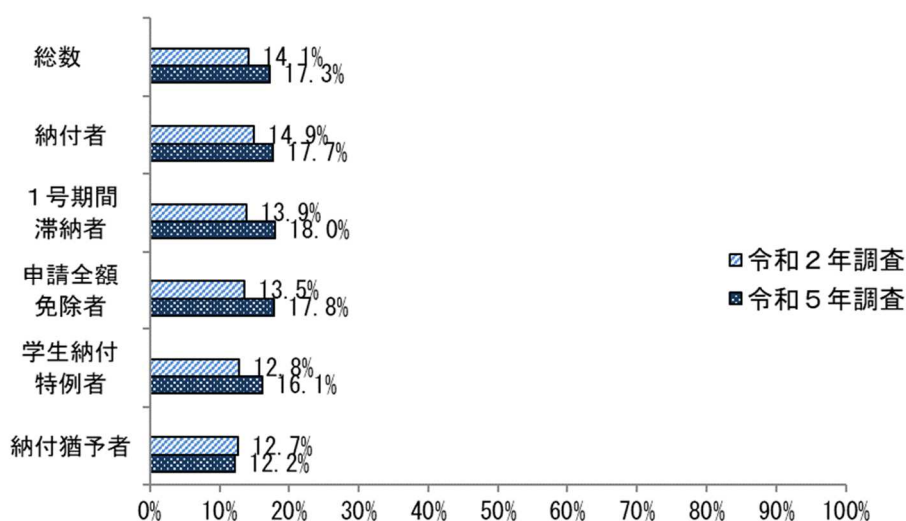
注1 保険料免除制度を知っていると回答した者を対象としている。

注2 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

6. 産前産後期間の免除制度の周知度

出産を行った際に、出産前後の一定期間の保険料の全部が免除される産前産後期間の免除制度がある。このことに関する周知度は17.3%となっており、前回より高くなっている(図40)。

図40 産前産後期間の免除制度の周知度



参考 厚生年金保険の適用にかかる粗い推計

本調査における国民年金第1号被保険者の就業状況をもとに、厚生年金保険の適用要件を満たす「法人の事業所」又は「個人経営（正社員5人以上）の適用事業所（※1）」に勤めていると回答（自己申告）した者のうち、

- ① 就業形態が「常用雇用」又は「パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」であること
 - ② 就業形態が「パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）」であり、
 - （1）基本給（月額）が8万8千円以上である
 - （2）学生でない（※2）
 - （3）勤務先が大企業（ここでは、本社・本店や出張所も含む企業全体の正社員が101人以上）である
- のすべてを満たすこと

のいずれかに該当する回答（自己申告）をした者のデータを用いて、一定の前提のもとに、粗く機械的に厚生年金保険の適用の可能性がある者の推計を行うと以下のとおりとなる。

- ・法人の事業所 約88万人程度（うち短時間労働者 約10万人程度）
- ・従業員が常時5人以上いる
個人経営の適用事業所 約9万人程度（うち短時間労働者 約0.2万人程度）
- ・合計 約97万人程度（うち短時間労働者 約10万人程度）

なお、厚生年金保険の適用の可能性がある者の数を初めて推計した平成26年調査以降の結果は以下のとおりであり、その数及び厚生年金被保険者（第1号）に対する比率は減少している。

	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査
厚生年金保険の適用の可能性がある者①	約200万人程度	約156万人程度	約105万人程度	約97万人程度
厚生年金被保険者（第1号）②	3,527万人	3,822万人	4,037万人	4,157万人
厚生年金被保険者（第1号）に対する比率①÷②	約5.7%	約4.1%	約2.6%	約2.3%

注 この推計では、パート・アルバイトについては、1週間の所定労働時間が30時間以上の者を所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の者とみなす等、一定の前提を置いていることに注意が必要。

(※1) 農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所。

(※2) 休学中の学生、大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者等は「学生」にあてはまらない。

(参考) 厚生年金保険の適用要件（本調査時点）

厚生年金保険の適用要件を満たす事業所とは、

- ・ 株式会社等の法人の事業所（事業主のみの場合を含む）
- ・ 農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所

等である。

このような厚生年金保険の適用要件を満たす事業所に勤める労働者のうち、就業状況が臨時でなく、所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の者、あるいは所定労働時間又は所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の者であっても、以下の要件を満たす者（短時間労働者）が厚生年金保険の被保険者となる。

①週の所定労働時間が20時間以上であること。

②所定内賃金の月額8.8万円以上であること。

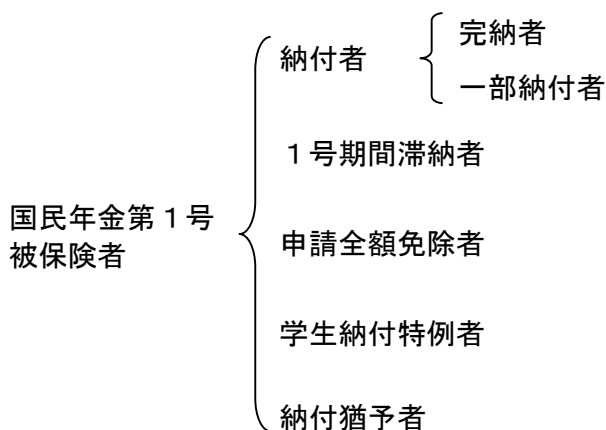
③学生でないこと。

④厚生年金保険の被保険者数（短時間労働者は含まない）が101人以上の企業等で働いていること。

用語の解説

1. 保険料納付状況

令和3年度及び令和4年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という）を以下のように区分した。



(1) 納付者

令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者。

② 一部納付者

完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

令和3年度及び令和4年度の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く）。

(3) 申請全額免除者

令和4年度末に保険料の申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

令和4年度末に保険料の学生納付特例を受けていた者。

(5) 納付猶予者

令和4年度末に保険料の納付猶予を受けていた者。

ただし、(1)①、(1)②、(2)の判定にあたって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、令和3年度及び令和4年度の保険料の納付状況に応じて、(1)における「① 完納者」、「② 一部納付者」に区分した。

2. 都市規模区分

令和4年3月末現在の市区町村境界及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）」を基に、以下のように区分した。

(1) 大都市

東京都特別区部及び政令指定都市。

(2) 中都市

(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。

(3) 小都市・町村

(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

3. 総所得金額

令和5年度の市区町村民税課税台帳の総所得金額（令和4年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）、給与所得控除額、公的年金等控除額並びに譲渡所得及び一時所得における特別控除を除いたものである。

4. 届出適用者・職権適用者

(1) 届出適用者

自らが届出を行い被保険者となった者。

(2) 職権適用者

加入届や第1号被保険者への種別変更届が未届である者等に対して、職権による資格取得手続きにより第1号被保険者とされた者。

なお、令和元年10月以降、日本年金機構が把握した20歳到達者は、職権で資格取得手続きを行っている。